

(款) 7 商工費

(単位 千円)

項目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国庫支出金	地方債	その他				
1 商工業費	21,434,361	18,662,966	2,771,395	141,978	1,454,000	5,281,179	14,557,204			
1 商工総務費	2,397,654	2,386,230	11,424			使用料及び 手数料 682 繰入金 10,582 諸収入 8,068	2,378,322	1 報 酬 2 給 料 3 職員手当等 4 共 済 費 7 報 償 費 8 旅 費 10 需 用 費 11 役 務 費 13 使用料及び 賃 借 料	39,194 1,126,116 789,323 418,639 100 7,177 14,143 1,390 1,300	(産業労働政策課、商 業・サービス産業支援 課、産業支援課、先端 産業課、企業立地課、 金融課、観光課) 給与費 300人 2,376,359 (産業労働政策課) 商工総務諸費 21,295

項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国庫支出金	地 方 債	そ の 他				
2 商工振興費								18 負担金、補助及び交付金	272	
	16,262,363	13,855,163	2,407,200	91,265	893,000	10,517,446	1 報 酬	11,237	(産業労働政策課、産業支援課)	
							4 共 済 費	2,978	渋沢栄一企業家精神顕彰事業費 1,908	
							7 報 償 費	55,673	(産業労働政策課)	
							8 旅 費	16,691	小規模事業経営支援推進費 3,076,429	
							10 需 用 費	92,199	中小企業組合等連携組織対策費 190,044	
							11 役 務 費	16,025	商工団体育成指導費 10,080	
							12 委 託 料	1,645,235	広域指導推進費 45,117	
							13 使用料及び賃借料	177,863	産業文化センター等管理運営費 365,576	
							14 工事請負費	841,808		

							16 公有財産 購入費	5,941,849	産業文化センター施設 整備事業費(継続事業 第1年次支出額)
							17 備品購入費	78,456	785,318
							18 負担金、補助 及び交付金	7,168,598	産業振興公社運営費 394,739
							21 補償、補填 及び賠償金	194,637	産業振興・雇用機会創 出基金積立金 19,114
							24 積立金	19,114	(商業・サービス産業 支援課)
									大規模小売店舗立地法 施行費 849
									中心市街地等商店街活 性化促進事業費 68,705
									運輸事業振興助成費 1,082,657
									サービス産業支援事業 費 28,469
									映像関連産業振興費 4,378,308
									(産業支援課、先端産 業課)

項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国庫支出金	地 方 債	そ の 他				
									産学連携推進費 109,034 次世代産業支援費 4,068,710 (産業支援課) 新事業創出支援事業費 62,333 鉱業指導助成費 4,597 受注企業振興対策費 10,086 中小企業イノベーション 支援事業費 79,684 地場産業活性化再生支 援事業費 10,912 東部地域振興ふれあい 拠点施設管理費 132,590	

										西部地域振興ふれあい 拠点施設管理費 75,888 (企業立地課) 産業立地促進助成費 1,132,349 企業立地促進対策費 126,127 (観光課) 伝統的工芸品産業振興 対策費 2,740
3 金融対策費	1,167,989	1,312,584	△144,595			使用料及び 手数料 668	1,167,321	7 報 償 費 8 旅 費 10 需 用 費 11 役 務 費 12 委 託 料 13 使用料及び 賃 借 料	160 321 2,506 427 4,151 193	(金融課) 中小企業制度融資事業 費 1,155,264 中小企業制度融資運営 費 6,270 中小企業高度化資金特 別会計繰出金 3,293 貸金業指導事業費 984 小規模事業者金融フォ ローアップ事業費 2,178

項目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国庫支出金	地方債	その他				
4 経営指導費							18 負担金、補助及び交付金	706,633		
							21 補償、補填及び賠償金	450,305		
							27 繰出金	3,293		
	137,161	143,938	△6,777	27,113		110,048	1 報酬	3,216	(産業労働政策課) 経営調査費 5,909	
							7 報償費	1,160	(産業支援課)	
							8 旅費	534	創業・ベンチャー育成 支援事業費 108,001	
							10 需用費	1,333	企業経営支援費 820	
							11 役員費	2,011	中小企業支援センター 事業費 17,893	
							12 委託料	9,520	埼玉県経営品質賞支援 事業費 670	
							13 使用料及び賃借料	460	診断指導行政費 2,018	

5 販路拡張費								18 負担金、補助 及び交付金	118,927	埼玉版SDGs推進費 1,850
	134,961	151,907	△16,946				134,961	7 報 償 費	92	(企業立地課)
								8 旅 費	3,445	国際経済協力交流費 109,856
								10 需 用 費	1,883	(観光課)
								11 役 務 費	1,224	物産観光展示場運営助 成費 22,825
								12 委 託 料	71,874	販路拡張行政費 2,280
								13 使用料及び 賃 借 料	2,380	
								18 負担金、補助 及び交付金	54,063	
6 銃砲火薬ガ ス等取締費	33,490	31,768	1,722			使用料及び 手数料 70,185	△36,695	7 報 償 費	450	(化学保安課)
								8 旅 費	1,234	火薬類取締指導費 2,773
								10 需 用 費	1,647	電気工事業法等施行費 20,959
								11 役 務 費	1,237	高圧ガス保安法指導費 7,447

項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国庫支出金	地 方 債	そ の 他				
7 計量検定費								12 委 託 料 26,997	液化石油ガス法施行費 2,001	
								13 使用料及び 賃借料 752	高压ガス等保安対策助 成費 310	
								17 備品購入費 238		
								18 負担金、補助 及び交付金 935		
	31,484	36,207	△4,723			使用料及び 手数料 18,220 財産収入 38	13,226	8 旅 費 2,082	(産業支援課) 計量指導費 410	
								10 需 用 費 6,763	計量検定所費 31,074	
								11 役 務 費 3,094		
								12 委 託 料 16,584		
								13 使用料及び 賃借料 347		
								17 備品購入費 1,987		

産業技術 8 総合 センター費								18 負担金、補助 及び交付金	534	
								26 公 課 費	93	
	1,269,259	745,169	524,090	23,600	561,000	272,575	7 報 償 費	10,700	(産業支援課)	
						使用料及び 手数料 334,733	8 旅 費	10,513	産業技術総合センター 運営費 1,219,471	
						財産収入 18,865	10 需 用 費	117,074	彩の国新産業創出研究 開発推進事業費 49,788	
						諸収入 58,486	11 役 務 費	44,737		
							12 委 託 料	402,405		
							13 使用料及び 賃 借 料	2,743		
							14 工事請負費	500,122		
							15 原 材 料 費	142		
						17 備品購入費	175,692			
						18 負担金、補助 及び交付金	3,976			

項目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国庫支出金	地方債	その他				
							21 補償、補填及び賠償金	1,055		
							26 公課費	100		
2 観光費	366,950	283,303	83,647	39,070		21,769	306,111			
1 観光費	366,950	283,303	83,647	39,070		使用料及び手数料 1,769 寄附金 20,000	306,111	7 報償費 8 旅費 10 需用費 11 役員費 12 委託料 13 使用料及び賃借料 18 負担金、補助及び交付金	777 9,302 14,071 13,813 139,256 13,068 176,663	(観光課) 観光関係団体等指導育成費 16,558 彩の国観光振興推進費 350,392
計	21,801,311	18,946,269	2,855,042	181,048	1,454,000	5,302,948	14,863,315			

(款) 8 土木費

(単位 千円)

項目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国庫支出金	地方債	その他				
1 土木管理費	10,821,781	10,893,789	△72,008	109,928		869,189	9,842,664			
1 土木総務費	10,456,205	10,435,719	20,486			分担金及び負担金 68,310 使用料及び手数料 78,538 財産収入 101,834 諸収入 99,978	10,107,545	1 報酬 2 給料 3 職員手当等 4 共済費 7 報償費 8 旅費 9 交際費 10 需用費 11 役員費	163,829 4,663,224 3,594,582 1,818,095 3,322 19,620 20 27,021 35,968	(県土整備部、都市整備部共通) 給与費 1,250人 10,193,072 (県土整備政策課) 管理諸費 80,337 土地収用審査費 33,914 災害初期対応能力強化整備費 1,499 (建設管理課) 建設工事積算システム等維持管理費 58,884 公共事業情報システム維持管理費 21,481

項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国庫支出金	地 方 債	そ の 他				
							12 委 託 料	98,983	土木技術管理費 6,779	
							13 使用料及び 賃 借 料	19,539	建設副産物対策推進費 1,526	
							17 備品購入費	1,611	埼玉県公共事業評価監 視委員会運営費 742	
							18 負担金、補助 及び交付金	10,354	建設業企画審査費 6,475	
							26 公 課 費	37	(用地課) 廃川敷等処分促進費 14,198	
									埼玉県土地開発公社運 営費補助 5,126	
									用地業務管理費 10,280	
									(都市整備政策課) 管理諸費 15,816	

										(営繕課、設備課) 営繕積算システム(建築・設備)管理費 6,076
2 建設業指導 監督費	29,221	66,698	△37,477	2,175		分担金及び 86 使用料及び 手数料 346,827 財産収入 9,991	△329,858	1 報 酬 8 旅 費 10 需 用 費 11 役 務 費 12 委 託 料 13 使用料及び 賃 借 料 18 負担金、補助 及び交付金	1,783 193 4,732 6,140 14,786 1,573 14	(県土整備政策課) 建設工事紛争審査費 2,119 (建設管理課) 建設技術者育成推進費 713 建設工事統計調査費 2,175 建設業管理費 24,214
3 建築指導費	336,355	391,372	△55,017	107,753		使用料及び 手数料 163,589 諸収入 36	64,977	1 報 酬 4 共 済 費 7 報 償 費	1,367 35 1,116	(建築安全課) 宅地建物取引業法施行 費 30,820 建築基準法等施行費 75,904

項目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国庫支出金	地方債	その他				
								8 旅 費 5,334	建築統計等調査費 1,202	
								10 需 用 費 21,520	住宅・建築物耐震改修 促進費 201,098	
								11 役 務 費 6,847	住宅センター助成費 660	
								12 委 託 料 67,202	石綿対策推進費 25,668	
								13 使用料及び 賃 借 料 8,300	空き家等対策促進費 1,003	
								18 負担金、補助 及び交付金 224,444		
								26 公 課 費 190		
2 道路橋りょう費	52,002,750	50,665,773	1,336,977	6,506,798	34,392,000	2,097,413	9,006,539			
1 道路橋りょう総務費	679,001	365,996	313,005	12,660	293,000	使用料及び 手数料 862,913	△489,572	2 給 料 2,808	(県土整備政策課) 埼玉県道路公社運営費 補助 2,869	
								3 職員手当等 2,160		

								4 共 済 費	1,060	道路網構想推進費 14,582
								8 旅 費	453	道路交通情勢調査費 189,689
								10 需 用 費	2,992	ビッグデータ活用推進費 7,600
								11 役 務 費	13,119	埼玉県道路公社出資金 293,482
								12 委 託 料	358,012	(道路街路課、道路環 境課)
								13 使用料及び 賃 借 料	663	道路諸費 15,572 (道路街路課)
								18 負担金、補助 及び交付金	4,252	道路事業市町村指導監 督事務費 10,136
								23 投 資 及 び 出 資 金	293,482	(道路環境課) 道路台帳整備費 145,071
2 道路維持費	23,710,853	23,311,417	399,436	1,414,110	13,250,000	諸収入 12,000	9,034,743	1 報 酬	118,119	(道路環境課) 舗装道整備費 9,102,935
								2 給 料	7,193	道路環境整備費 3,500,505
								3 職員手当等	22,112	

項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国庫支出金	地 方 債	そ の 他				
							4 共 済 費	29,343	災害防除費 1,397,136	
							7 報 償 費	2,550	道路美化推進費 79,405	
							8 旅 費	27,445	電線地中化(道路)整備費 724,000	
							10 需 用 費	1,755,330	自転車歩行者道整備費 1,085,567	
							11 役 務 費	580,283	交差点整備費 525,000	
							12 委 託 料	5,694,472	バリアフリー安全対策費 425,642	
							13 使用料及び賃借料	125,826	道路安全施設費 3,747,780	
							14 工事請負費	13,085,622	自転車通行環境整備費 114,492	
							15 原 材 料 費	50,740	道路管理費 399,447	
							16 公 有 財 産 購 入 費	558,800	道路災害対策費 3,744	

3 道路新設 改良費								17 備品購入費	43,200	社会資本整備総合交付金(維持)事業費 590,000
								18 負担金、補助及び交付金	82,119	社会資本整備総合交付金(交通安全)事業費
								21 補償、補填及び賠償金	1,526,200	2,015,200
								26 公 課 費	1,499	
	15,328,741	15,452,479	△123,738	4,585,365	10,529,000	諸収入 20,000	194,376	1 報 酬	3,836	(県土整備政策課) 直轄道路事業費負担金 4,500,000
								2 給 料	75,330	(道路街路課)
								3 職員手当等	51,354	道路改築費 1,965,866
								4 共 済 費	29,192	道路改築事業費 521,000
								7 報 償 費	1,300	社会資本整備総合交付金(改築)事業費 8,341,875
								8 旅 費	8,043	
							10 需 用 費	50,498		
							11 役 務 費	56,141		

項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国庫支出金	地 方 債	そ の 他				
								12 委 託 料	2,163,560	
								13 使用料及び 賃 借 料	3,102	
								14 工事請負費	5,452,821	
								16 公 有 財 産 購 入 費	1,540,970	
								18 負担金、補助 及び交付金	4,500,700	
								21 補償、補填 及び賠償金	1,391,570	
								26 公 課 費	324	
4 橋 り よ う 維 持 費	9,188,155	8,664,450	523,705	216,663	8,377,000	諸収入 327,500	266,992	1 報 酬	24,636	(道路環境課) 橋りょう修繕費 8,742,095
								2 給 料	3,730	
								3 職員手当等	5,944	社会資本整備総合交付 金(橋りょう維持)事業費 446,060

								4 共 済 費	6,990	
								8 旅 費	9,743	
								10 需 用 費	81,846	
								11 役 務 費	54,230	
								12 委 託 料	1,339,662	
								13 使用料及び 賃 借 料	2,810	
								14 工事請負費	7,295,160	
								16 公 有 財 産 購 入 費	2,000	
								17 備品購入費	500	
								18 負担金、補助 及び交付金	353,500	
								21 補償、補填 及び賠償金	7,000	
								26 公 課 費	404	

項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国庫支出金	地 方 債	そ の 他				
5 橋りょう 新設改良費	3,096,000	2,871,431	224,569	278,000	1,943,000	諸収入 875,000			(道路街路課) 橋りょう架換費 1,890,000 社会資本整備総合交付 金(橋りょう整備)事業費 1,206,000	
							1 報 酬	650		
							2 給 料	6,460		
							3 職員手当等	5,715		
							4 共 済 費	3,105		
							7 報 償 費	100		
							8 旅 費	2,405		
							10 需 用 費	6,886		
							11 役 務 費	2,753		
							12 委 託 料	243,798		
							13 使用料及び 賃 借 料	9,006		

								14 工事請負費	2,772,500	
								16 公有財産 購入費	15,000	
								21 補償、補填 及び賠償金	27,600	
								26 公 課 費	22	
3 河 川 費	35,981,294	29,237,460	6,743,834	6,046,848	24,403,000	1,460,971	4,070,475			
1 河川総務費	6,728,384	4,476,413	2,251,971	270	2,964,000	使用料及び 手数料 74,721 財産収入 184 諸収入 254,928	3,434,281	1 報 酬	10,827	(河川砂防課、水辺再 生課)
								3 職員手当等	2,383	河川管理費 110,551 (河川砂防課)
								4 共 済 費	3,091	排水機場等施設管理費 94,514
								7 報 償 費	773	排水機場等維持修繕費 1,225,123
								8 旅 費	7,132	準用河川改修市町村指 導監督事務費 270
								10 需 用 費	348,020	(水辺再生課)
								11 役 務 費	233,523	河川維持修繕費 2,693,766

項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国庫支出金	地 方 債	そ の 他				
2 河川改良費							12 委 託 料	3,331,908	ダム等施設管理費 596,364	
							13 使用料及び 賃 借 料	4,372	放置船舶対策費 7,796	
							14 工事請負費	2,757,906	緊急浚渫推進費 2,000,000	
							17 備品購入費	3,934		
							18 負担金、補助 及び交付金	23,971		
							26 公 課 費	544		
	27,201,843	23,192,874	4,008,969	5,613,696	20,084,000	寄附金 100	397,287	1 報 酬	9,172	(河川砂防課、水辺再生課)
						諸収入 1,106,760		2 給 料	58,899	河川改修調査費 246,397
								3 職員手当等	40,006	河川改修費 7,126,344
								4 共 済 費	24,247	

								7 報 償 費	3,045	社会資本整備総合交付金(河川)事業費 6,870,511
								8 旅 費	16,764	(河川砂防課)
								10 需 用 費	73,022	市町村治水事業費負担金 28,000
								11 役 務 費	36,929	新河岸川河川改修調査費 15,234
								12 委 託 料	2,492,719	直轄治水事業費負担金 5,745,000
								13 使用料及び 賃 借 料	25,574	河川施設震災対策費 110,000
								14 工事請負費	13,118,180	床上浸水対策事業費 1,930,000
								16 公 有 財 産 購 入 費	1,502,791	縣市連携浸水対策費 690,000
								17 備品購入費	500	河川改修事業費 3,481,600
								18 負担金、補助 及び交付金	9,000,140	(水辺再生課)
								21 補償、補填 及び賠償金	799,386	川の国埼玉はつらつ プロジェクト推進費 955,580
								26 公 課 費	469	川の国埼玉活力創出事 業費 3,177

項目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国庫支出金	地方債	その他				
3 砂防費	1,977,753	1,509,950	467,803	432,500	1,334,000	分担金及び負担金 22,278 諸収入 2,000	186,975	1 報酬 2 給料 3 職員手当等 4 共済費 7 報償費 8 旅費 10 需用費 11 役務費 12 委託料 13 使用料及び賃借料	7,090 16,218 10,194 6,028 800 2,052 37,448 38,658 655,738 1,462	(河川砂防課) 砂防維持修繕費 712,853 砂防施設費 232,900 急傾斜地崩壊対策費 87,400 急傾斜地崩壊対策事業費 130,100 社会資本整備総合交付金(砂防)事業費 604,900 社会資本整備総合交付金(急傾斜地)事業費 209,600

								14 工事請負費	1,130,687	
								16 公有財産 購入費	23,000	
								18 負担金、補助 及び交付金	220	
								21 補償、補填 及び賠償金	48,000	
								26 公 課 費	158	
4 水 防 費	73,314	58,223	15,091	382	21,000	51,932	1 報 酬	42	(河川砂防課)	
							8 旅 費	25	水防諸費 5,975	
							10 需 用 費	2,834	水防情報システム整備 費 67,339	
							11 役 務 費	5,828		
							12 委 託 料	15,932		
							13 使用料及び 賃 借 料	21,971		
							14 工事請負費	21,272		

項目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国庫支出金	地方債	その他				
								17 備品購入費 4,927		
								18 負担金、補助及び交付金 450		
								26 公課費 33		
4 都市計画費	24,128,380	23,778,226	350,154	3,749,627	11,110,000	4,475,640	4,793,113			
1 都市計画 総務費	1,544,911	2,987,945	△1,443,034	44,493	392,000	使用料及び 手数料 15,519 財産収入 291,949 繰入金 704,640 諸収入 16,780	79,530	1 報 酬 2,526 2 給 料 15,800 3 職員手当等 10,600 4 共 済 費 5,131 7 報 償 費 975 8 旅 費 5,323	(道路街路課) 都市計画法施行費 301 (都市整備政策課) 都市整備事業等市町村 指導監督事務費 22,415 さいたま新都心管理事 業費 1,412,445 出たきやすいまちづくり 推進事業費 539	

								10 需用費	13,473	(都市計画課、市街地整備課、公園スタジアム課)
								11 役務費	2,491	都市計画法施行費 11,732
								12 委託料	1,042,765	(都市計画課)
								13 使用料及び賃借料	16,378	都市計画調査費 31,964
								14 工事請負費	413,050	総合都市交通体系調査費 10,007
								17 備品購入費	204	都市情報システム整備費 5,229
								18 負担金、補助及び交付金	16,182	都市づくり企画推進費 872
								26 公課費	13	物流効率化推進費 768
										コンパクトシティ推進事業費 18,220
										(市街地整備課、住宅課)
										住宅市街地整備事業等市町村指導監督事務費 11,518

項目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国庫支出金	地方債	その他				
2 土地区画整理費									(田園都市づくり課) 景観行政推進事業費 16,504 企業立地推進事業費 2,397	
	4,126,385	4,213,545	△87,160	892,700	1,464,000	分担金及び負担金 317,500 財産収入 755,000	697,185	1 報酬 732 2 給料 3,827 3 職員手当等 2,288 4 共済費 1,027 7 報償費 126 8 旅費 1,849 10 需用費 15,201	(市街地整備課) 社会資本整備総合交付金(区画整理)事業費 737,989 公共団体区画整理事業 県道整備費 186,750 つくばエクスプレス沿線 地域整備推進費 2,345,461 市街地再開発促進費補助 649,942 市街地再開発事業等公 共施設管理者負担金 197,400	

3 街路事業費								11 役 務 費	10,505	住宅密集地改善推進費 8,843
								12 委 託 料	137,048	
								13 使用料及び 賃 借 料	17,543	
								14 工事請負費	1,290,000	
								18 負担金、補助 及び交付金	1,866,194	
								21 補償、補填 及び賠償金	780,000	
								26 公 課 費	45	
	8,384,197	6,041,311	2,342,886	2,525,205	4,312,000	分担金及び 負担金 1,433,266 諸収入 90,270	23,456	1 報 酬	7,672	(県土整備政策課)
								2 給 料	11,317	百都高速道路事業費 23,000
								3 職員手当等	11,491	(道路街路課)
								4 共 済 費	5,944	街路整備費 3,464,981
								7 報 償 費	1,700	社会資本整備総合交付 金(街路)事業費 2,836,216

項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	節 目		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国庫支出金	地 方 債	そ の 他				
							8 旅 費	4,721	連続立体交差費 20,000	
							10 需 用 費	8,935	連続立体交差事業費 2,040,000	
							11 役 務 費	35,929		
							12 委 託 料	992,577		
							13 使用料及び 賃 借 料	17,797		
							14 工事請負費	2,551,300		
							16 公 有 財 産 購 入 費	1,300,092		
							17 備品購入費	2,400		
							18 負担金、補助 及び交付金	481,358		
							21 補償、補填 及び賠償金	2,927,850		

								23 投資及び 出資金	23,000	
								26 公 課 費	114	
4 公 園 費	10,072,887	10,535,425	△462,538	287,229	4,942,000	使用料及び 手数料 653,889	3,992,942	2 給 料	3,200	(公園スタジアム課) 公園等施設管理費 4,167,254
						財産収入 3,943		3 職員手当等	1,705	公園等施設整備費 3,216,558
						繰入金 192,740		4 共 済 費	999	新たな森建設費 752,340
						諸収入 144		7 報 償 費	774	埼玉スタジアム2002公 園管理運営費 1,228,385
								8 旅 費	5,726	
								10 需 用 費	177,920	埼玉スタジアム2002公 園施設整備費 91,136
								11 役 務 費	28,390	社会資本整備総合交付 金(公園)事業費 617,214
								12 委 託 料	4,279,582	
								13 使用料及び 賃借料	116,574	
								14 工事請負費	5,145,058	

項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国庫支出金	地 方 債	そ の 他				
								16 公 有 財 産 購 入 費	294,720	
								17 備 品 購 入 費	14,360	
								18 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	2,744	
								21 補 償、補 填 及 び 賠 償 金	900	
								26 公 課 費	235	
5 住 宅 費	647,169	1,086,966	△439,797	40,849		255,414	350,906			
1 住 宅 総 務 費	120,186	444,403	△324,217	40,849		使用料及び 手数料 7,517	71,820	7 報 償 費	1,450	(市街地整備課)
								8 旅 費	1,054	住環境整備総合支務事 業費 151
								10 需 用 費	5,175	(住宅課)
								11 役 務 費	12,348	住宅居住支援推進事業 費 9,474

2 住宅建設費								12 委託料	19,134	埼玉県住宅供給公社運営指導費 21,385
								13 使用料及び賃借料	974	住宅政策総合推進事業費 14,921
								18 負担金、補助及び交付金	80,051	長期優良住宅法施行費 4,663 子育て世代・多子世帯向け住宅支援事業費 57,100 住宅リフォーム普及促進事業費 938 中古住宅流通・住み替え促進事業費 11,554
	526,983	642,563	△115,580			諸収入 247,897	279,086	20 貸付金	247,897	(住宅課) 住宅融資事業費 247,897
								27 繰出金	279,086	県営住宅事業特別会計繰出金 279,086
計	123,581,374	115,662,214	7,919,160	16,454,050	69,905,000	9,158,627	28,063,697			

(款) 9 警察費

(単位 千円)

項目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国庫支出金	地方債	その他				
1 警察管理費	135,443,473	140,000,445	△4,556,972	373,155	1,673,000	7,051,587	126,345,731			
1 公安委員会費	14,081	13,740	341				14,081	1 報酬 8 旅費 9 交際費 10 需用費	13,308 715 30 28	公安委員経費 5人
2 警察本部費	127,090,000	127,017,323	72,677	82,543		財産収入 27,180 諸収入 502,140	126,478,137	1 報酬 2 給料 3 職員手当等 4 共済費 5 災害補償費	1,875,326 50,116,042 51,499,632 19,504,864 489	給与費 123,090,316 警察官 11,601人 一般職員 1,941人 駐在所報償費 99,370 一般行政費 3,809,510 警察共済組合補助 75,915

								7 報 償 費	101,968	(公財)日本道路交通情報センター委託事業 14,889
								8 旅 費	141,572	
								9 交 際 費	1,800	
								10 需 用 費	1,493,925	
								11 役 務 費	324,185	
								12 委 託 料	72,331	
								13 使用料及び 賃 借 料	1,803,942	
								17 備品購入費	9,872	
								18 負担金、補助 及び交付金	144,052	
3 装 備 費	1,607,892	1,769,222	△161,330	287,565	141,000	財産収入 3,248 諸収入 7,123	1,168,956	10 需 用 費	1,146,257	車両充実費 155,037 車両維持費 1,043,953 一般装備費 145,395 ヘリコプター活動経費 263,507
								11 役 務 費	110,338	
								12 委 託 料	9,243	

項目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国庫支出金	地方債	その他				
4 警察施設費								13 使用料及び賃借料 17 備品購入費 18 負担金、補助及び交付金 26 公 課 費	127,982 160,852 5,219 48,001	
	3,466,559	7,227,531	△3,760,972		1,515,000	使用料及び手数料 23,938 財産収入 807,351 諸収入 1,055	1,119,215	10 需 用 費 11 役 務 費 12 委 託 料 13 使用料及び賃借料 14 工事請負費 16 公 有 財 産 購 入 費	252,708 34,404 660,065 786,675 1,489,875 209,129	交番、駐在所建設費 2,598 越谷警察署庁舎設計費 317,650 高齢者講習施設庁舎設計費 87,367 警察施設整備費 741,519 警察本部通信指令室移転改修事業費(継続事業第1年次支出額) 81,831

5 運転免許費								17 備品購入費	33,399	警察施設維持管理費 1,566,391
								18 負担金、補助 及び交付金	304	警察共済組合不動産投 資施設事業償還金 669,203
	3,227,754	3,927,375	△699,621	3,047	17,000	使用料及び 手数料 5,679,552	△2,471,845	7 報 償 費	79	運転免許試験費 3,216,124
								10 需 用 費	847,250	初心運転者等対策費 11,630
								11 役 務 費	128,085	
								12 委 託 料	1,781,378	
								13 使用料及び 賃 借 料	420,218	
								14 工事請負費	24,068	
								17 備品購入費	24,654	
								18 負担金、補助 及び交付金	389	
								26 公 課 費	1,633	
6 恩給及び 退職年金費	37,187	45,254	△8,067				37,187			

項目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国庫支出金	地方債	その他				
								6 恩給及び退職年金	37,187	
2 警察活動費	11,887,703	11,533,528	354,175	1,495,836	1,401,000	2,856,490	6,134,377			
1 警察活動費	11,887,703	11,533,528	354,175	1,495,836	1,401,000	使用料及び手数料 2,377,037 諸収入 479,453	6,134,377	1 報酬 7 報償費 8 旅費 10 需用費 11 役務費 12 委託料 13 使用料及び賃借料 14 工事請負費	3,399 147,661 220,747 1,216,357 1,981,581 2,892,771 1,766,212 3,488,668	一般活動費 2,646,956 地域防犯活動推進費 190,649 少年非行防止推進費 30,158 被害者支援推進経費 14,483 刑事警察活動費 1,277,796 交通安全施設整備費 3,606,713 交通安全施設維持管理費 2,269,260 自動車保管場所対策費 557,356

								17 備品購入費	158,331	交通指導取締関係諸費 936,680
								18 負担金、補助 及び交付金	11,638	道路交通法に基づく行 政処分者講習費 252,603
								22 償還金、利子 及び割引料	330	交通安全意識高揚経費 102,239
								26 公 課 費	8	(一財)埼玉県交通安 全協会補助 2,810
計	147,331,176	151,533,973	△4,202,797	1,868,991	3,074,000	9,908,077	132,480,108			

(款) 10 教 育 費

(単 位 千 円)

項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
1 教育総務費	50,840,071	57,805,685	△6,965,614	536,222	6,188,000	630,400	43,485,449			
1 教 育 委 員 会 費	16,451	15,995	456				16,451	1 報 酬	12,900	(総務課) 教育委員経費 5人
								8 旅 費	1,464	
								9 交 際 費	130	
								18 負担金、補助及び交付金	1,957	
2 事務局費	6,654,123	4,423,297	2,230,826	323,646		諸収入 121,881	6,208,596	1 報 酬	1,832,660	(事務局共通) 特別職給与費 1人 19,390 一般職給与費 2,765人 6,072,845 事務局経費 516,791 (総務課) 教育関係表彰費 1,934
								2 給 料	1,680,055	
								3 職員手当等	1,617,463	
								4 共 済 費	856,882	
								7 報 償 費	10,305	

3 教 人 員 費								8 旅 費	141,270	教育情報番組制作放送費 7,938
								9 交 際 費	150	(教育政策課、県立学校人事課)
								10 需 用 費	311,043	教育行政企画費 26,606
								11 役 務 費	44,925	(教育政策課)
								12 委 託 料	27,933	教育調査統計費 497
								13 使用料及び賃借料	123,650	(財務課)
								17 備品購入費	6,593	公立文教施設指導費 1,425
								18 負担金、補助及び交付金	732	(県立学校人事課、魅力ある高校づくり課、生涯学習推進課)
								26 公 課 費	462	学校教育改革推進費 6,697
		34,244,406	38,247,949	△4,003,543	32,420	12,000	使用料及び手数料 52,276	34,060,619	3 職員手当等	33,139,102
								4 共 済 費	291,281	教職員人事事務費 37,978

項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国庫支出金	地 方 債	そ の 他				
						財産収入 86,581		5 災 害 補 償 費	30	(財務課)
						諸収入 510		7 報 償 費	17,738	公務災害補償基金負担金 291,281
								8 旅 費	3,963	(教職員課、教職員採用課)
								10 需 用 費	28,551	教職員給与等管理事務費 77,684
								11 役 務 費	10,445	(教職員課) 教職員退職手当 33,139,102
								12 委 託 料	234,837	(福利課)
								13 使 用 料 及 び 賃 借 料	63,782	教職員住宅等管理費 46,574
								14 工 事 請 負 費	8,360	教職員厚生費 340,386
								18 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	446,317	(県立学校人事課) 教職員人事給与情報管理システム推進費 11,074

										県立学校総務事務システム推進費 195,465 (小中学校人事課) 義務教育学校管理指導費 4,928 外部人材配置費 99,934
4 教育連絡調整費	1,100,098	2,141,990	△1,041,892	164,836		使用料及び手数料 16,060 繰入金 5,273 諸収入 6,351	907,578	1 報酬 3,879 7 報償費 150,321 8 旅費 44,649 10 需用費 55,078 11 役務費 17,962 12 委託料 412,076 13 使用料及び賃借料 19,973 17 備品購入費 9,839	(財務課) 被災児童生徒就学等支援費 21,372 (高校教育指導課、義務教育指導課) 教育課程推進費 13,208 国際理解教育推進費 116,288 教員研修費 13,485 指導内容研究推進費 301,178 (高校教育指導課) 地方産業教育審議会費 381	

項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国庫支出金	地 方 債	そ の 他				
							18 負担金、補助 及び交付金	382,779	進路指導推進費 67,125	
							22 償還金、利子 及び割引料	3,542	指導内容充実費 108,388	
									教育振興団体補助 1,280	
									(生徒指導課)	
									いじめ・不登校総合対 策費 307,831	
									非行防止対策費 31,176	
									(保健体育課、小中学校 人事課)	
									学校教育総合支援事業 費 45,827	
									(特別支援教育課)	
									特別支援教育推進費 26,660	

										障害児就学支援費 627
										就学奨励費 185
										(小中学校人事課)
										市町村教育委員会指導費 497
										市町村教育委員会連合会補助 450
										(義務教育指導課)
										情操教育関係事業費 1,517
										教科用図書選定費 5,418
										道德教育推進費 22,788
										(生涯学習推進課)
										教育ふれあい推進事業費 1,703
										(人権教育課)
										生徒進路保障対策費 3,542
										人権教育推進費 7,782

項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国庫支出金	地 方 債	そ の 他				
5 教 育 センター費									児童虐待防止事業費 1,390	
	157,048	161,351	△4,303	5,282		129,734	7 報 償 費 8 旅 費 10 需 用 費 11 役 務 費 12 委 託 料 13 使用料及び 賃 借 料 17 備品購入費 18 負担金、補助 及び交付金 26 公 課 費	7,665 69,803 5,485 5,942 30,568 33,347 4,000 173 65	(高校教育指導課) 総合教育センター費	

6 恩給及び退職年金費	27,713	37,496	△9,783				27,713	6 恩給及び退職年金	27,713	(福利課)
7 教育財産管理費	8,640,232	12,777,607	△4,137,375	10,038	6,176,000	使用料及び手数料 12,001 財産収入 264,218 寄附金 36,092 諸収入 7,125	2,134,758	7 報償費 80 8 旅費 3,420 10 需用費 624,253 11 役務費 42,678 12 委託料 1,540,334 13 使用料及び賃借料 2,635 14 工事請負費 6,339,369 16 公有財産購入費 6,638 17 備品購入費 26,917 18 負担金、補助及び交付金 7,979 24 積立金 45,929	80 3,420 624,253 42,678 1,540,334 2,635 6,339,369 6,638 26,917 7,979 45,929	(財務課) 県立学校建物等維持管理費 2,026,614 快適ハイスクール施設整備費 2,464,891 県立学校大規模改修費 2,207,181 県立学校体育館整備費 835,154 教育関係庁舎建物等維持管理費 705,897 教育関係庁舎解体事業費(令和元年度着工分・継続事業第2年次支出額) 354,566 教育環境整備基金積立金 45,929

項目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国庫支出金	地方債	その他				
2 小学校費	137,814,089	138,579,135	△765,046	34,648,865		150,132	103,015,092			
1 教職員費	137,814,089	138,579,135	△765,046	34,648,865		諸収入 150,132	103,015,092	2 給料 70,855,297 3 職員手当等 42,601,327 4 共済費 23,893,150 8 旅費 464,315	(財務課) 給与費 17,906人 (内休職者等99人、 産休代替者174人を 含む) 137,349,774 旅費 464,315	
3 中学校費	82,990,759	83,327,041	△336,282	20,604,854		49,053	62,336,852			
1 教職員費	82,980,025	83,316,307	△336,282	20,604,854		諸収入 48,239	62,326,932	2 給料 41,646,699 3 職員手当等 26,554,508 4 共済費 14,312,950 8 旅費 465,868	(財務課) 給与費 10,306人 (内休職者等69人、 産休代替者66人を 含む) 82,514,157 旅費 465,868	

2 学校管理費	10,734	10,734	0			使用料及び 手数料 814	9,920	7 報 償 費 200 9 交 際 費 30 10 需 用 費 8,804 11 役 務 費 613 12 委 託 料 132 13 使用料及び 賃 借 料 444 17 備品購入費 431 18 負担金、補助 及び交付金 80	(財務課) 中学校管理費 10,242 (高校教育指導課) 中学校入学志願者選考 費 492
4 高等学校費	101,767,287	105,334,584	△3,567,297	11,794,830	804,000	13,140,544	76,027,913		
1 高等学校 総務費	80,806,212	82,498,954	△1,692,742	500		使用料及び 手数料 12,628,033 諸収入 246,370	67,931,309	1 報 酬 1,019,137 2 給 料 40,337,269 3 職員手当等 25,644,375	(財務課) 全日制高等学校 給与費 10,619人 (内休職者等46人、 産休代替者35人を 含む) 72,643,802

項目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国庫支出金	地方債	その他				
2 高等学校 管理費	4,835,698	4,986,890	△151,192	90,481			4,479,076	4 共 済 費	13,106,622	旅費 508,148
								7 報 償 費	17,319	定時制高等学校 給与費 809人 7,026,683
								8 旅 費	637,831	旅費 42,116
								10 需 用 費	28,783	通信制高等学校 給与費 59人 520,381
								11 役 務 費	5,326	旅費 3,879
								12 委 託 料	2,824	(県立学校人事課)
								13 使用料及び 賃 借 料	6,726	外部人材配置費 16,599 (高校教育指導課)
										高等学校入学志願者選 考費 44,604
								7 報 償 費	14,627	(財務課、県立学校人 事課)

						使用料及び 手数料 234,093		9 交 際 費	2,240	全日制高等学校管理費 4,537,183
						財産収入 29,395		10 需 用 費	3,330,043	(財務課、保健体育課)
						繰入金 97		11 役 務 費	318,891	定時制高等学校管理費 239,992
						諸収入 2,556		12 委 託 料	920,725	(財務課)
								13 使用料及び 賃借料	48,239	通信制高等学校管理費 58,523
								17 備品購入費	188,220	
								18 負担金、補助 及び交付金	11,594	
								26 公 課 費	1,119	
3 教育振興費	15,455,086	15,465,183	△10,097	11,703,849	334,000		3,417,237	7 報 償 費	120	(財務課)
								10 需 用 費	40,852	高等学校等奨学金事業 特別会計繰出金 505,899
								11 役 務 費	110,874	理科教育設備費 28,500
								12 委 託 料	180,076	公立学校父母負担軽減 事業費 12,559,655

項目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国庫支出金	地方債	その他				
4 学校建設費	670,291	2,383,557	△1,713,266		470,000		200,291	13 使用料及び賃借料	1,675,639	(県立学校人事課) 転編入学受入推進費 1,138
								17 備品購入費	399,428	(高校教育指導課)
								18 負担金、補助及び交付金	11,264,190	産業教育設備費 98,304
								19 扶助費	1,273,080	定時制・通信制教育振興費 4,928
								20 貸付金	4,872	情報教育推進費 2,256,662
								22 償還金、利子及び割引料	56	
								27 繰出金	505,899	
								8 旅費	498	(財務課、高校教育指導課)
								10 需用費	62,998	県立高等学校エレベーター等設置費 43,468
								11 役員費	28,604	(財務課)

								12 委託料	79,316	県立高等学校実験実習棟改築費 384,070
								13 使用料及び賃借料	46,388	県立高等学校実験実習棟改築費(平成30年度着工分・継続事業第3年次支出額)
								14 工事請負費	401,936	116,826
								17 備品購入費	50,551	県立高等学校実験実習棟改築費(令和元年度着工分・継続事業第2年次支出額)
										125,927
5 特別支援学校費	46,032,872	43,251,580	2,781,292	5,701,215	3,434,000	73,303	36,824,354			
1 特別支援学校総務費	37,318,299	36,860,719	457,580	5,329,151		諸収入 59,300	31,929,848	1 報酬	332,126	(財務課) 給与費 5,273人 (内休職者等30人、 産休代替者46人を 含む) 37,141,566
								2 給料	19,045,166	37,141,566
								3 職員手当等	11,308,577	旅費 169,035
								4 共済費	6,421,858	(県立学校人事課)
								7 報償費	7,653	外部人材配置費 7,698
								8 旅費	202,874	

項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国庫支出金	地 方 債	そ の 他				
2 特別支援 学校管理費	1,171,437	1,166,576	4,861	416		使用料及び 手数料 593 財産収入 10,472 諸収入 2,938	1,157,018	11 役 務 費	45	(財務課、県立学校人事課) 特別支援学校管理費
								7 報 償 費	4,849	
								9 交 際 費	970	
								10 需 用 費	748,957	
								11 役 務 費	65,043	
								12 委 託 料	252,735	
								13 使用料及び 賃 借 料	13,380	
								17 備 品 購 入 費	46,787	
								18 負担金、補助 及び交付金	38,662	
								26 公 課 費	54	

3 特別支援教育振興費	4,112,687	3,600,241	512,446	371,648	21,000		3,720,039	7 報 償 費	9,900	(保健体育課、特別支援教育課)
								8 旅 費	4,823	ゆとりある障害児教育推進事業費 936,385
								10 需 用 費	196,943	(特別支援教育課) 就学奨励費 784,630
								11 役 務 費	2,731	スクールバス運行費 2,381,990
								12 委 託 料	2,919,064	就労支援推進事業費 9,682
								13 使用料及び賃借料	58,911	
								17 備品購入費	140,319	
								18 負担金、補助及び交付金	196	
								19 扶 助 費	779,800	
4 特別支援学校施設費	3,430,449	1,624,044	1,806,405		3,413,000		17,449	8 旅 費	1,673	(財務課)
								10 需 用 費	498	県立特別支援学校教室不足対策費 529,266
								11 役 務 費	2,526	県南部地域特別支援学校(仮称)校舎整備費(継続事業第3年次支出額) 2,652,256

項目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国庫支出金	地方債	その他				
							12 委託料	264,056	県東部地域特別支援学校(仮称)校舎整備費(継続事業第1年次支出額) 248,927	
							13 使用料及び賃借料	407		
							14 工事請負費	3,161,289		
6 大学費	3,149,042	2,672,485	476,557		936,000					
1 県立大学費	3,149,042	2,672,485	476,557		936,000		1 報酬	276	(保健医療政策課)	
							4 共済費	87,258	公立大学法人埼玉県立大学管理費 87,883	
							8 旅費	273	公立大学法人埼玉県立大学運営費 3,061,159	
							13 使用料及び賃借料	56		
							18 負担金、補助及び交付金	3,061,179		
7 私立学校費	62,178,970	55,819,177	6,359,793	16,841,836		1,172	45,335,962			

1 私立学校等 振興費	62,178,970	55,819,177	6,359,793	16,841,836		諸収入 1,172	45,335,962	1 報 酬	1,865	(学事課) 私立学校指導調査費 1,561
								7 報 償 費	147	私立学校審議会費 2,285
								8 旅 費	318	学校法人等助成費 35,681,650
								10 需 用 費	4,424	私立学校父母負担軽減 事業補助 23,921,883
								11 役 務 費	2,845	私立幼稚園等特別支援 教育費補助 869,652
								12 委 託 料	40,785	私立幼稚園等新規採用 教員研修促進事業費補 助 3,805
								13 使用料及び 賃 借 料	6,223	幼稚園等子育て活動支 援事業補助 6,446
								18 負担金、補助 及び交付金	61,512,085	私立幼稚園等緊急環境 整備費補助 198,072
								19 扶 助 費	610,278	私立学校振興資金融資 貸付金利子補助 19,305
										私立学校教育研究費補 助 1,860

項目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国庫支出金	地方債	その他				
									埼玉県私立短期大学協会補助 410 私立学校教職員福利厚生費補助 1,471,603 私立学校人権教育推進費 438	
8 社会教育費	4,776,274	4,739,538	36,736	206,320	174,000	144,573	4,251,381			
1 社会教育費 総務費	2,698,598	2,626,236	72,362	4,009		諸収入 8,431	2,686,158	1 報酬 2 給料 3 職員手当等 4 共済費 8 旅費	72,820 1,293,072 916,031 411,249 5,426	(財務課) 給与費 399人

2 社会教育 振興費	472,209	441,144	31,065	183,376		使用料及び 手数料 688	286,273	1 報 酬	1,229	(小中学校人事課、義務 教育指導課、生涯学習 推進課)
						諸収入 1,872		7 報 償 費	10,891	青少年教育振興費 363,502
								8 旅 費	835	(生涯学習推進課、文 化資源課)
								10 需 用 費	14,296	社会教育振興費 70,732
								11 役 務 費	5,553	社会教育団体補助 9,030
								12 委 託 料	29,526	(生涯学習推進課)
								13 使用料及び 賃 借 料	28,639	成人教育振興費 3,608
								18 負担金、補助 及び交付金	381,240	生涯学習推進事業費 8,980
										(文化資源課)
										さいたま芸術文化祭開 催費 12,641
			(人権教育課)							
			人権教育推進費 3,716							
3 文化財 保護費	314,452	304,351	10,101	12,177	5,000		288,088	1 報 酬	1,603	(文化資源課)

項目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国庫支出金	地方債	その他				
						使用料及び 手数料 8,930		7 報 償 費	3,061	文化財管理指導費 58,255
						財産収入 257		8 旅 費	1,526	文化財調査費 8,761
								10 需 用 費	7,508	美術刀剣類登録審査費 413
								11 役 務 費	2,212	文化財保護事業補助 140,573
								12 委 託 料	140,746	埼玉古墳群整備費 105,860
								13 使用料及び 賃 借 料	4,110	文化財保護団体補助 590
								14 工事請負費	11,209	
								18 負担金、補助 及び交付金	142,470	
								26 公 課 費	7	
4 社会教育 施設費	749,078	758,503	△9,425		169,000		562,060	1 報 酬	621	(財務課)

						使用料及び 手数料 13,726		7 報 償 費	6,815	文化財収蔵庫建設費 172,770
						財産収入 3,640		8 旅 費	1,099	(生涯学習推進課)
						諸収入 652		10 需 用 費	74,145	熊谷図書館費 65,554
								11 役 務 費	6,372	久喜図書館費 25,414
								12 委 託 料	473,278	げんきプラザ費 343,596
								13 使用料及び 賃 借 料	15,434	(文化資源課)
								14 工事請負費	163,735	さいたま文学館費 123,000
								17 備品購入費	6,928	文書館費 18,744
								18 負担金、補助 及び交付金	536	
								26 公 課 費	115	
5 博物館費	399,088	445,898	△46,810	6,758		使用料及び 手数料 27,782	345,774	1 報 酬	552	(文化資源課)
								4 共 済 費	3	歴史と民俗の博物館費 92,690

項目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国庫支出金	地方債	その他				
6 美術館費	142,849	163,406	△20,557			財産収入 13,596		7 報 償 費	3,327	史跡の博物館費 48,972
						諸収入 5,178		8 旅 費	2,659	自然と川の博物館費 257,426
								10 需 用 費	32,037	
								11 役 務 費	15,468	
								12 委 託 料	335,473	
								13 使用料及び 賃 借 料	2,065	
								17 備品購入費	7,024	
								18 負担金、補助 及び交付金	392	
						26 公 課 費	88			
6 美術館費	142,849	163,406	△20,557				83,028	1 報 酬	1,940	(文化資源課)

						使用料及び 手数料 49,332		4 共 済 費	9	運営費	69,962
						財産収入 9,545		7 報 償 費	4,965	企画展開催費	72,833
						諸収入 944		8 旅 費	3,527	美術作品取得費	54
								10 需 用 費	26,387		
								11 役 務 費	5,013		
								12 委 託 料	69,998		
								13 使用料及び 賃 借 料	3,942		
								17 備品購入費	396		
								18 負担金、補助 及び交付金	26,599		
								26 公 課 費	19		
								27 繰 出 金	54		
9 保健体育費	1,266,760	1,306,805	△40,045	13,965		216,664	1,036,131				

項目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国庫支出金	地方債	その他				
1 保健体育 総務費	261,784	213,590	48,194			諸収入 1,315	260,469	1 報酬 27,586 2 給料 105,880 3 職員手当等 87,700 4 共済費 35,631 8 旅費 4,987	(財務課) 給与費 54人	
2 学校保健 連絡調整費	924,716	954,958	△30,242	12,841		諸収入 202,114	709,761	1 報酬 261,149 7 報償費 11,768 8 旅費 1,818 10 需用費 11,246 11 役務費 63,634	(福利課) 教職員健康診断費 189,261 (保健体育課) 学校保健推進費 421,451 学校安全管理強化費 254,308	

								12 委託料	319,545	学校給食食中毒等事故 防止対策費 12,091
								13 使用料及び 賃借料	3,392	学校環境整備推進費 40,234
								17 備品購入費	608	登下校安全対策推進費 5,841
								18 負担金、補助 及び交付金	251,268	学校保健関係団体補助 1,530
								19 扶助費	288	
3 体育振興費	80,260	138,257	△57,997	1,124		使用料及び 手数料 6,435 繰入金 6,800	65,901	7 報償費	14,467	(保健体育課) 学校体育振興費 78,173 社会体育振興費 2,087
								8 旅費	980	
								10 需用費	1,788	
								11 役務費	2,047	
								12 委託料	2,079	
								13 使用料及び 賃借料	737	
								14 工事請負費	6,800	

項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
								18 負担金、補助 及び交付金	51,362	
計	490,816,124	492,836,030	△2,019,906	90,348,107	11,536,000	14,405,841	374,526,176			

(款) 11 災害復旧費

(単位 千円)

項目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国庫支出金	地方債	その他				
1 農林水産施設 災害復旧費	1,385,261	10,890	1,374,371	1,344,234	31,000		10,027			
1 林道災害 復旧費	140,270	10,890	129,380	99,243	31,000		10,027	11 役務費 50 12 委託料 7,454 14 工事請負費 132,766	(森づくり課) 森林管理道災害復旧対 応事業費 30,000 森林管理道災害復旧対 応事業費(過年度分) 110,270	
2 耕地災害 復旧費	1,244,991		1,244,991	1,244,991				14 工事請負費 22,750 18 負担金、補助 及び交付金 1,222,241	(農村整備課) 農地・農業用施設災害 復旧対応事業費(過年 度分)	
2 土木施設 災害復旧費	2,000,050	10,050	1,990,000	1,200,650	789,000		10,400			
1 土木災害 復旧費	2,000,050	10,050	1,990,000	1,200,650	789,000		10,400	8 旅費 50 12 委託料 5,000 14 工事請負費 1,995,000	(河川砂防課) 公共土木施設災害復旧 市町村指導監督事務費 50 公共土木施設災害復旧 対応事業費 2,000,000	

項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
計	3,385,311	20,940	3,364,371	2,544,884	820,000		20,427			

(款) 12 公債費

(単位 千円)

項目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国庫支出金	地方債	その他				
1 公債費	267,597,481	280,958,085	△13,360,604			40,891,181	226,706,300			
1 元 金	232,839,884	232,788,355	51,529			財産収入 2,612,836 繰入金 36,000,000 諸収入 2,260,887	191,966,161	22 償還金、利子 及び割引料 27 繰 出 金	75,674,884 157,165,000	(財政課) 元金償還金
2 利 子	32,868,854	46,062,684	△13,193,830			諸収入 17,458	32,851,396	22 償還金、利子 及び割引料 27 繰 出 金	7,367,318 25,501,536	(財政課) 長期借入金利子 32,748,854 一時借入金利子 120,000
3 公債諸費	1,888,743	2,107,046	△218,303				1,888,743	8 旅 費 10 需 用 費 11 役 務 費	523 1,157 950,814	(財政課) 県債取扱手数料 1,881,833 事務費 6,910

項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国庫支出金	地 方 債	そ の 他				
							12 委 託 料	3,674		
							13 使用料及び 賃 借 料	1,061		
							18 負担金、補助 及び交付金	155		
							27 繰 出 金	931,359		
計	267,597,481	280,958,085	△13,360,604			40,891,181	226,706,300			

(款) 13 諸 支 出 金

(単位 千円)

項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国庫支出金	地 方 債	そ の 他				
1 公 営 企 業 支 出 金	12,602,972	13,132,856	△529,884		1,569,000		11,033,972			
1 公 営 企 業 支 出 金	12,602,972	13,132,856	△529,884		1,569,000		11,033,972	18 負担金、補助 及び交付金 7,443,163 23 投 資 及 び 出 資 金 3,598,558 27 繰 出 金 1,561,251	(企業局) 工業用水道事業会計補 助 2,340 水道用水供給事業会計 出資金 3,336,882 水道用水供給事業会計 補助 570,901 地域整備事業会計繰出 金 1,561,251 地域整備事業会計補助 2,784 (下水道局) 流域下水道事業会計支 出金 7,128,814	
2 地 方 消 費 税 清 算 金	132,404,000	107,500,000	24,904,000				132,404,000			
1 地 方 消 費 税 清 算 金	132,404,000	107,500,000	24,904,000				132,404,000		(税務課)	

項目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国庫支出金	地方債	その他				
							22 償還金、利子及び割引料	132,404,000	地方消費税清算金	
3 所得割金 交付	315,000	309,000	6,000					315,000		
1 所得割金 交付	315,000	309,000	6,000				18 負担金、補助及び交付金	315,000	(税務課) 県民税所得割指定都市交付金	
4 利子割金 交付	700,000	1,543,000	△843,000					700,000		
1 利子割金 交付	700,000	1,543,000	△843,000				18 負担金、補助及び交付金	700,000	(税務課) 県民税利子割市町村交付金	
5 配当割金 交付	5,103,000	5,573,000	△470,000					5,103,000		
1 配当割金 交付	5,103,000	5,573,000	△470,000				18 負担金、補助及び交付金	5,103,000	(税務課) 県民税配当割市町村交付金	
6 株式等 譲渡所得割金 交付	3,048,000	5,394,000	△2,346,000					3,048,000		

株式等 1 譲渡所得割 交付金	3,048,000	5,394,000	△2,346,000				3,048,000	18 負担金、補助 及び交付金	3,048,000	(税務課) 県民税株式等譲渡所得 割市町村交付金
7 法人事業税 交付金	7,121,000		7,121,000				7,121,000			
1 法人事業税 交付金	7,121,000		7,121,000				7,121,000	18 負担金、補助 及び交付金	7,121,000	(税務課) 法人事業税市町村交付 金
8 地方消費税 交付金	158,699,000	125,555,000	33,144,000				158,699,000			
1 地方消費税 交付金	158,699,000	125,555,000	33,144,000				158,699,000	18 負担金、補助 及び交付金	158,699,000	(税務課) 地方消費税市町村交付 金
9 ゴルフ場利用 税交付金	1,512,000	1,466,000	46,000				1,512,000			
1 ゴルフ場利 用税交付金	1,512,000	1,466,000	46,000				1,512,000	18 負担金、補助 及び交付金	1,512,000	(税務課) ゴルフ場利用税市町村 交付金
10 自動車取得 税交付金	1,000	4,332,000	△4,331,000				1,000			
1 自動車取得 税交付金	1,000	4,332,000	△4,331,000				1,000	18 負担金、補助 及び交付金	1,000	(税務課)

項目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国庫支出金	地方債	その他				
									自動車取得税市町村交付金	
11 軽油引取税交付金	7,017,000	7,219,000	△202,000				7,017,000			
1 軽油引取税交付金	7,017,000	7,219,000	△202,000				7,017,000	18 負担金、補助及び交付金	7,017,000	(税務課) 軽油引取税指定市交付金
12 環境性能割交付金	2,733,000	1,397,000	1,336,000				2,733,000			
1 環境性能割交付金	2,733,000	1,397,000	1,336,000				2,733,000	18 負担金、補助及び交付金	2,733,000	(税務課) 自動車税環境性能割市町村交付金
13 利子割金 精算金	1,000	1,000	0				1,000			
1 利子割金 精算金	1,000	1,000	0				1,000	22 償還金、利子及び割引料	1,000	(税務課) 県民税利子割精算金
計	331,256,972	273,421,856	57,835,116		1,569,000		329,687,972			

(款) 14 予備費

(単位 千円)

項目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国庫支出金	地方債	その他				
1 予備費	500,000	500,000	0				500,000			
1 予備費	500,000	500,000	0				500,000			
計	500,000	500,000	0				500,000			

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

区 分		職 員 数 (人)	給 与 費					共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当(千円) 年間支給率 (月分)	地 域 手 当 (千円)	そ の 他 の 手 当 (千円)				計 (千円)
本 年 度	長 等	4		57,864	23,773 (3.4)		50,317	131,954	10,821	142,775	
	議 員	93	1,046,616		429,985 (3.4)			1,476,601	134,213	1,610,814	
	その他の 特別職	59	105,588	37,236	15,299 (3.4)	1,313	782	160,218	10,414	170,632	
	計	156	1,152,204	95,100	469,057	1,313	51,099	1,768,773	155,448	1,924,221	
前 年 度	長 等	4		57,864	23,423 (3.35)		41,136	122,423	10,186	132,609	
	議 員	93	1,046,616		423,662 (3.35)			1,470,278	146,555	1,616,833	
	その他の 特別職	58	105,588	29,328	11,874 (3.35)	791	343	147,924	7,058	154,982	
	計	155	1,152,204	87,192	458,959	791	41,479	1,740,625	163,799	1,904,424	
比 較	長 等	0		0	350 (0.05)		9,181	9,531	635	10,166	
	議 員	0	0		6,323 (0.05)			6,323	△ 12,342	△ 6,019	
	その他の 特別職	1	0	7,908	3,425 (0.05)	522	439	12,294	3,356	15,650	
	計	1	0	7,908	10,098	522	9,620	28,148	△ 8,351	19,797	

2 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
本 年 度	(8,479) 61,903	7,450,895	253,861,043	217,967,691	479,279,629	90,348,433	569,628,062	
前 年 度	(1,408) 61,853		249,257,484	222,957,731	472,215,215	92,681,584	564,896,799	
比 較	(7,071) 50	7,450,895	4,603,559	△ 4,990,040	7,064,414	△ 2,333,151	4,731,263	

※ ()内は短時間勤務職員及び地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員について外書き

職員手当 の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	初任給 調整手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)
	本年度	5,072,110	22,342,131	3,195,283	140,831	6,093,850	40,372	3,494,476
	前年度	5,092,723	25,733,169	3,181,217	140,710	6,073,809	40,684	3,516,469
	比較	△ 20,613	△ 3,391,038	14,066	121	20,041	△ 312	△ 21,993
	区分	時間外勤務等 手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	管理職員 特別勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末・勤勉 手当 (千円)	義務教育等 教員特別手当 (千円)	定時制通信 教育手当 (千円)
	本年度	13,101,629	1,290,431	107,510	3,266,246	110,405,927	2,538,481	171,382
	前年度	13,112,204	1,283,532	109,519	3,265,338	108,090,202	2,528,117	175,201
	比較	△ 10,575	6,899	△ 2,009	908	2,315,725	10,364	△ 3,819
	区分	産業教育手当 (千円)	農林業普及 指導手当 (千円)	退職手当 (千円)				
	本年度	227,430	27,774	46,451,828				
	前年度	226,641	28,900	50,359,296				
	比較	789	△ 1,126	△ 3,907,468				

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
本 年 度	(1,406) 61,903		253,861,043	216,954,742	470,815,785	88,334,748	559,150,533	
前 年 度	(1,408) 61,853		249,257,484	222,957,731	472,215,215	92,681,584	564,896,799	
比 較	(△ 2) 50		4,603,559	△ 6,002,989	△ 1,399,430	△ 4,346,836	△ 5,746,266	

※ ()内は短時間勤務職員について外書き

職員手当 の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	初任給 調整手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)
	本年度	5,072,110	22,342,131	3,195,283	140,831	6,093,850	40,372	3,494,476
	前年度	5,092,723	25,733,169	3,181,217	140,710	6,073,809	40,684	3,516,469
	比較	△ 20,613	△ 3,391,038	14,066	121	20,041	△ 312	△ 21,993
	区分	時間外勤務等 手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	管理職員 特別勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末・勤勉 手当 (千円)	義務教育等 教員特別手当 (千円)	定時制通信 教育手当 (千円)
	本年度	13,101,629	1,290,431	107,510	3,266,246	109,392,978	2,538,481	171,382
	前年度	13,112,204	1,283,532	109,519	3,265,338	108,090,202	2,528,117	175,201
	比較	△ 10,575	6,899	△ 2,009	908	1,302,776	10,364	△ 3,819
	区分	産業教育手当 (千円)	農林業普及 指導手当 (千円)	退職手当 (千円)				
	本年度	227,430	27,774	46,451,828				
	前年度	226,641	28,900	50,359,296				
	比較	789	△ 1,126	△ 3,907,468				

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
本 年 度	(7,073)	7,450,895		1,012,949	8,463,844	2,013,685	10,477,529	
前 年 度	()							
比 較	(7,073)	7,450,895		1,012,949	8,463,844	2,013,685	10,477,529	

※ ()内は地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員について外書き

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)
	本 年 度	1,012,949
	前 年 度	
	比 較	1,012,949

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	4,603,559	給与改定に伴う増減分	375,989		給与改定の状況 前年度 { 給与の改定率 0.11% 給与改定実施時期 平成31年4月1日
		昇給に伴う増加分	2,954,586	〔号 給 数 別〕 〔平均間差額〕 × 〔号給数別の給料月額〕 〔が増加する職員数〕 × 12月	昇給日 4月1日
		その他の増減分	1,272,984	新陳代謝等に伴う増減分	採用・退職の状況 採用（人） 退職（人） 平成30年度 2,644 2,699 令和元年度 2,478 2,185
職員手当	△ 4,990,040	その他の増減分	△ 4,990,040		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		行 政 職	公 安 職	教 育 職 (1)	教 育 職 (2)	技 能 職
令和2年1月1日現在	平均給料月額(円)	323,847	325,292	360,643	341,617	353,893
	平均給与月額(円)	415,789	462,715	431,172	408,699	418,705
	平均年齢(歳)	43.6	38.3	44.2	41.4	56.3
平成31年1月1日現在	平均給料月額(円)	326,957	323,084	364,506	343,959	357,653
	平均給与月額(円)	417,521	469,493	435,691	412,186	420,379
	平均年齢(歳)	43.9	38.3	44.8	41.8	56.2

イ 初任給

区 分	行政職 (円)	公安職 (円)	教育職(1) (円)	教育職(2) (円)	技能職 (円)	国 の 制 度				
						行政職(一) (円)	公安職(一) (円)	(相当する俸給表なし)		行政職(二) (円)
高 校 卒	157,333	193,594			159,872	150,600	173,400			147,900
大 学 卒	191,664	222,135	214,111	214,111		総合職(大卒) 186,700 一般職(大卒) 182,200	総合職(大卒) 214,400 一般職(大卒) 211,400			

ウ 級別職員数

区分		行政職		公安職		研究職		医療職(1)		医療職(2)		医療職(3)	
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
令和2年1月1日 現在	1級	(5) 948	(2.4) 11.0	() 618	() 5.3	() 68	() 21.9	() 12	() 24.0	() 3	() 0.8	() 25	() 11.0
	2級	(167) 1,411	(81.1) 16.4	() 1,198	() 10.4	(10) 68	(100.0) 21.9	() 14	() 28.0	() 28	() 7.7	() 25	() 11.0
	特2級												
	3級	(34) 1,423	(16.5) 16.6	() 2,777	() 24.0	() 191	() 61.4	() 17	() 34.0	(14) 78	(100.0) 21.5	(1) 72	(100.0) 31.6
	4級	() 2,558	() 29.8	() 4,203	() 36.3	() 49	() 15.7	() 7	() 14.0	() 86	() 23.8	() 35	() 15.3
	5級	() 1,033	() 12.0	() 1,662	() 14.4	() 3	() 1.0			() 102	() 28.2	() 81	() 35.5
	6級	() 771	() 9.0	() 523	() 4.5					() 58	() 16.0	() 15	() 6.6
	7級	() 331	() 3.9	() 383	() 3.3					() 6	() 1.7		
	8級	() 80	() 0.9	() 147	() 1.3					() 1	() 0.3		
	9級	() 17	() 0.2	() 57	() 0.5								
	10級	() 17	() 0.2										
	計	(206) 8,589	(100.0) 100.0	() 11,568	() 100.0	(10) 311	(100.0) 100.0	() 50	() 100.0	(14) 362	(100.0) 100.0	(1) 228	(100.0) 100.0

区 分		行 政 職		公 安 職		研 究 職		医 療 職 (1)		医 療 職 (2)		医 療 職 (3)	
		職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
現 在 平成31年1月1日	1 級	(5) 880	(2.5) 10.3	() 674	() 5.8			() 9	() 19.6	() 3	() 0.8		
	2 級	(164) 1,317	(80.8) 15.4	() 1,196	() 10.3	(8) 63	(100.0) 19.9	() 14	() 30.4	() 25	() 6.9	(1) 26	(33.3) 11.8
	特 2 級												
	3 級	(34) 1,336	(16.7) 15.7	() 2,886	() 24.8	() 198	() 62.7	() 15	() 32.6	(19) 77	(100.0) 21.3	(2) 63	(66.7) 28.5
	4 級	() 2,649	() 31.0	() 4,120	() 35.5	() 53	() 16.8	() 8	() 17.4	() 80	() 22.1	() 36	() 16.3
	5 級	() 1,131	() 13.2	() 1,625	() 14.0	() 2	() 0.6			() 110	() 30.4	() 78	() 35.3
	6 級	() 779	() 9.1	() 546	() 4.7					() 60	() 16.6	() 18	() 8.1
	7 級	() 336	() 3.9	() 374	() 3.2					() 6	() 1.6		
	8 級	() 81	() 1.0	() 143	() 1.2					() 1	() 0.3		
	9 級	() 15	() 0.2	() 57	() 0.5								
	10 級	() 14	() 0.2										
	計	(203) 8,538	(100.0) 100.0	() 11,621	() 100.0	(8) 316	(100.0) 100.0	() 46	() 100.0	(19) 362	(100.0) 100.0	(3) 221	(100.0) 100.0

区分		教育職 (1)		教育職 (2)		学校栄養職		事務職		技能職	
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
令和2年1月1日 現在	1級	(8) 219	(1.2) 2.0	(26) 73	(4.9) 0.3	() 1	() 1.3	(3) 174	(100.0) 16.2	() 3	() 1.4
	2級	(659) 10,267	(96.5) 92.8	(500) 20,861	(95.1) 88.4	(1) 12	(33.3) 15.4	() 184	() 17.1	(12) 14	(100.0) 6.4
	特2級	() 102	() 0.9	() 512	() 2.2						
	3級	(16) 294	(2.3) 2.7	() 1,099	() 4.6	(2) 5	(66.7) 6.4	() 258	() 24.0	() 14	() 6.3
	4級	() 177	() 1.6	() 1,058	() 4.5	() 31	() 39.7	() 183	() 17.0	() 150	() 68.2
	5級					() 29	() 37.2	() 135	() 12.5	() 39	() 17.7
	6級							() 142	() 13.2		
	7級										
	8級										
	9級										
	10級										
	計	(683) 11,059	(100.0) 100.0	(526) 23,603	(100.0) 100.0	(3) 78	(100.0) 100.0	(3) 1,076	(100.0) 100.0	(12) 220	(100.0) 100.0

区	分	教育職 (1)		教育職 (2)		学校栄養職		事務職		技能職	
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
平成31年1月1日 現在	1 級	(7) 197	(1.0) 1.8	(20) 25	(4.3) 0.1			(3) 161	(100.0) 15.2		
	2 級	(667) 10,083	(95.4) 93.1	(440) 20,465	(95.7) 88.4	(1) 2	(100.0) 2.7	() 203	() 19.1	(13) 14	(100.0) 6.0
	特 2 級	() 83	() 0.8	() 493	() 2.1						
	3 級	(25) 290	(3.6) 2.7	() 1,102	() 4.8	() 7	() 9.3	() 232	() 21.9	() 17	() 7.2
	4 級	() 180	() 1.6	() 1,064	() 4.6	() 30	() 40.0	() 172	() 16.2	() 161	() 68.5
	5 級					() 36	() 48.0	() 141	() 13.3	() 43	() 18.3
	6 級							() 152	() 14.3		
	7 級										
	8 級										
	9 級										
	10 級										
	計	(699) 10,833	(100.0) 100.0	(460) 23,149	(100.0) 100.0	(1) 75	(100.0) 100.0	(3) 1,061	(100.0) 100.0	(13) 235	(100.0) 100.0

※ ()内は短時間勤務職員について外書き

(級別の基準となる職務)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
行 政 職	主 事 技 師	主 事 技 師	主 査 主 任	主 査	主 幹	副 課 長 主 幹	本 庁 の 課 長	本 庁 の 副 部 長	本 庁 の 部 局 長	本 庁 の 部 長

工 昇 給

区 分		合 計	代 表 的 な 職 種					
			行 政 職	公 安 職	教 育 職 (1)	教 育 職 (2)	技 能 職	
本 年 度	職 員 数 (A) (人)	55,531	8,739	11,524	11,063	24,007	198	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	41,056	6,723	10,262	7,415	16,632	24	
	号給数別内訳	1 号 給 (人)	897	212	105	275	294	11
		2 号 給 (人)	675	105	324	58	188	
		3 号 給 (人)	256	156	78	7	15	
		4 号 給 (人)	29,615	4,739	8,004	5,106	11,757	9
		5 号 給 (人)	4,005	1,086	6	970	1,942	1
		6 号 給 (人)	3,401	390	1,317	541	1,152	1
		8 号 給 (人)	2,207	35	428	458	1,284	2
比 率 (B) / (A) (%)	73.9	76.9	89.0	67.0	69.3	12.1		
前 年 度	職 員 数 (A) (人)	55,039	8,589	11,568	11,059	23,603	220	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	40,752	6,370	10,135	7,484	16,744	19	
	号給数別内訳	1 号 給 (人)	1,004	129	151	338	380	6
		2 号 給 (人)	847	103	470	63	211	
		3 号 給 (人)	275	165	88	7	15	
		4 号 給 (人)	28,706	4,425	7,405	5,107	11,760	9
		5 号 給 (人)	4,037	1,082	42	970	1,942	1
		6 号 給 (人)	3,590	425	1,471	541	1,152	1
		8 号 給 (人)	2,293	41	508	458	1,284	2
比 率 (B) / (A) (%)	74.0	74.2	87.6	67.7	70.9	8.6		

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月 分)	職 制 上 の 段 階、 職 務 の 級 等 に よ る 加 算 措 置	備 考
	6 月 (月 分)	12 月 (月 分)			
本 年 度	(1.175) 2.25	(1.175) 2.25	(2.35) 4.5	有	
前 年 度	(1.175) 2.225	(1.175) 2.275	(2.35) 4.5	有	
国 の 制 度	(1.175) 2.25	(1.175) 2.25	(2.35) 4.5	有	

※ ()内は再任用職員

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20 年 勤 続 の 者 (月分)	25 年 勤 続 の 者 (月分)	35 年 勤 続 の 者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	そ の 他 の 加 算 措 置 等	備 考
支 給 率 等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置	
国 の 制 度 (支 給 率 等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置	

キ 地域手当

支給対象地域等	埼玉県（全域）	東京都（特別区）	医師等
支給率（%）	10	13	16
支給対象職員数（人） （令和2年1月1日現在）	56,987	66	50
国の指定基準に基づく 支給率（%）	16〔和光市〕、15〔さいたま市等〕、12〔東松山市等〕、10〔新座市等〕、6〔川越市等〕、3〔熊谷市等〕	20	16

ク 特殊勤務手当

区分	全職種	代表的な職種				
		行政職	公安職	教育職(1)	教育職(2)	技能職
給料総額に対する比率（%）	1.3	0.5	2.7	0.9	1.1	0.2
支給対象職員の比率（%） （令和2年1月1日現在）	45.6	18.0	83.5	36.6	44.4	15.0
代表的な特殊勤務手当の名称	警察業務手当、教員特殊業務手当、税務手当					

ケ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	異 な る	交通機関等利用者等の支給上限額を75,000円としている また、交通用具使用者の支給に係る上限額を片道75キロメートルに 相当する額とし、距離段階区分を1キロメートルごととしている

継 続 費 に 関 す る 調 書

新規設定分

(単位 千円)

款	項	事業名	全 体 計 画						平成30年度 未までの 支出額	令和元年度 未までの 支出 (見込)額	令和2年度 支 出 予 定 額	令和2年度 未までの 支出予定額	令和3年度 以 降 支出予定額	継続費の 総額に 対する 進捗率	
			年度	年割額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源							
					特 定 財 源										
					国庫支出金	地 方 債	そ の 他								
3 民生費	2 児童 福祉費	熊谷児童相談所・ 一時保護所棟整 備費(解体工事)	2	69,367		69,000		367			69,367	69,367		51.6	
			3	65,000		48,000		17,000					65,000		
			計	134,367		117,000		17,367			69,367	69,367	65,000		51.6
7 商工費	1 商 工 業 費	産業文化センター 施設整備事業費	2	785,318		782,000		3,318			785,318	785,318		9.7	
			3	4,041,387		3,517,000		524,387					4,041,387		
			4	3,283,870		2,814,000		469,870					3,283,870		
			計	8,110,575		7,113,000		997,575			785,318	785,318	7,325,257		9.7
9 警察費	1 警 察 管理費	警 察 本 部 通 信 指 令 室 移 転 改 修 事 業 費	2	81,831		80,000		1,831			81,831	81,831		50.0	
			3	81,984		61,000		20,984					81,984		
			計	163,815		141,000		22,815			81,831	81,831	81,984		50.0

既設定分

(単位 千円)

款	項	事業名	全 体 計 画						平成30年度 末までの 支出額	令和元年度 末までの 支出 (見込)額	令和2年度 支 出 予 定 額	令和2年度 末までの 支出予定額	令和3年度 以 降 支 出 予 定 額	継続費の 総 額 に 対 する 進 捗 率
			年度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源						
					特 定 財 源									
					国庫支出金	地 方 債	そ の 他							
2 総務費	8 防災費	地上系防災行政 無線施設再整備 事業費	29	972				972	972		972		(%)	
			30	2,621,120		2,620,000		1,120	2,273,173	2,621,120	2,621,120		45.8	
			元	1,645,137		1,645,000		137		1,645,137		1,645,137		28.8
			2	1,453,988		1,084,000	369,180	808			1,453,988	1,453,988		25.4
			計	5,721,217		5,349,000	369,180	3,037	2,274,145	4,267,229	1,453,988	5,721,217		100.0
4 衛生費	4 医薬費	高等看護学院 施設整備費	元	85,573		85,000		573		85,573		85,573		22.1
			2	302,199		302,000		199			302,199	302,199		77.9
			計	387,772		387,000		772		85,573	302,199	387,772		100.0
1 総務費	教育 解体事業費 (令和元年度 着工分)	元	449,010		404,000		45,010		449,010		449,010		55.9	
		2	354,566		318,000		36,566			354,566	354,566		44.1	
		計	803,576		722,000		81,576		449,010	354,566	803,576		100.0	

款	項	事業名	全 体 計 画						平成30年度 未までの 支出額	令和元年度 未までの 支出 (見込)額	令和2年度 支 出 予 定 額	令和2年度 未までの 支出予定額	令和3年度 以 降 支出予定額	継続費の 総 額 に 対 する 進 捗 率 (%)	
			年度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳										一 般 財 源
					特 定 財 源										
					国庫支出金	地 方 債	そ の 他								
10 教育費	4 高 等 学 校 費	県立高等学校 実験実習棟 改築費(平成 30年度着工分)	30	608,081		504,000		104,081	142,228	608,081		608,081		24.7	
			元	1,740,584	206,954	1,510,000		23,630		1,740,584		1,740,584		70.6	
			2	116,826		69,000		47,826			116,826	116,826		4.7	
			計	2,465,491	206,954	2,083,000		175,537		142,228	2,348,665	116,826	2,465,491		100.0
		元	1,802,273	110,488	1,687,000		4,785		1,802,273		1,802,273		1,802,273		86.4
	3	158,662		142,000		16,662						158,662			
	計	2,086,862	110,488	1,953,000		23,374		1,802,273	125,927	1,928,200	158,662		92.4		
	5 特 別 支 援 学 校 費	県南部地域 特別支援学校 (仮称) 校舎整備費	30	199,008		197,000		2,008	5,303	199,008		199,008		4.6	
			元	1,448,294	353,219	1,093,000		2,075		1,448,294		1,448,294		33.7	
			2	2,652,256		2,651,000		1,256			2,652,256	2,652,256		61.7	
			計	4,299,558	353,219	3,941,000		5,339		5,303	1,647,302	2,652,256	4,299,558		100.0

債務負担行為に関する調書

令和2年度に係る分

(単位 千円)

事 項	限 度 額	令和元年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和2年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
地方債証券の共同発行 によって生ずる連帯債 務 (令和2年度発行分)	共同発行団体による共同発行の総額から 本県の負担額を控除した額及びこれに対 する利子相当額	令和2年度から 令和12年度まで					
私立学校振興資金融資 貸付金利子補助 (令和2年度融資分)	48,195	令和3年度から 令和17年度まで	48,195				48,195
私立学校振興資金融資 損失補償 (令和2年度融資分)	回収されない元本及び最終弁済期到来後 3月までの利子の合計額について、当該 貸付額の100分の10に相当する額	令和2年度以降	限度額に同 じ。				
環境創造資金利子補給 (令和2年度融資分)	59,125	令和3年度から 令和12年度まで	59,125				59,125
多子世帯応援クーポン 事業 (令和2年度発行分)	186,775	令和3年度	186,775				186,775
新型インフルエンザ対 策事業	466,030	令和3年度	466,030				466,030

事 項	限 度 額	令和元年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和2年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
小規模事業資金損失補償 (平成15年度保証分・令和2年度損失補償対象期間延長分)	県が行う小規模事業資金(借換えを含む。)の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に相当する額	令和2年度から令和10年度まで	限度額に同じ。				
小規模事業資金損失補償 (平成17年度保証分・令和2年度損失補償対象期間延長分)	同 上	令和2年度から令和10年度まで	限度額に同じ。				
小規模事業資金損失補償 (令和2年度保証分)	県が行う小規模事業資金(借換えを含む。)の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の20分の19に相当する額	令和2年度から令和20年度まで	限度額に同じ。				
起業家育成資金損失補償 (平成17年度保証分・令和2年度損失補償対象期間延長分)	県が行う起業家育成資金(借換えを含む。)の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額	令和2年度から令和10年度まで	限度額に同じ。				

<p>起業家育成資金損失補償 (令和2年度保証分)</p>	<p>県が行う起業家育成資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の4分の3に相当する額。ただし、創業関連保証(産業競争力強化法第129条第3項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものに限る。)を利用し債務の保証を行った場合は保険金の額を控除した額の10分の1、創業等関連保証又は創業関連保証(産業競争力強化法第129条第3項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものを除く。)を利用し債務の保証を行った場合は保険金の額を控除した額の20分の3に相当する額</p>	<p>令和2年度から令和20年度まで</p>	<p>限度額に同じ。</p>				
<p>経営安定資金損失補償 (平成15年度保証分・令和2年度損失補償対象期間延長分)</p>	<p>県が行う経営安定資金のうち金融円滑化貸付(中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定に係る貸付に限る。)の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額</p>	<p>令和2年度から令和10年度まで</p>	<p>限度額に同じ。</p>				

事 項	限 度 額	令和元年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和2年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
経営安定資金損失補償 (平成20年度保証分・ 令和2年度損失補償 対象期間延長分)	県が行う経営安定資金のうち大臣指定等貸付(指定企業関連及び金融円滑化関連(中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定に係る貸付に限る。)に係る貸付に限る。)の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額						
		令和2年度から 令和10年度まで	限度額に同 じ。				
経営安定資金損失補償 (令和2年度保証分)	県が行う経営安定資金のうち大臣指定等貸付(指定企業関連、特定業種関連及び金融円滑化関連に係る貸付に限る。)及び知事指定等貸付(指定企業関連に係る貸付及び金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第5項第8号の規定に係る貸付に限る。)の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の、大臣指定						
		令和2年度から 令和17年度まで	限度額に同 じ。				

	等貸付（指定企業関連及び特定業種関連に係る貸付に限る。）にあつては20分の3、大臣指定等貸付（金融円滑化関連に係る貸付に限る。）にあつては10分の1、知事指定等貸付（指定企業関連に係る貸付に限る。）にあつては2分の1、知事指定等貸付（金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第5項第8号の規定に係る貸付に限る。）にあつては5分の1に相当する額						
経営支援特別融資損失補償 （平成15年度保証分・令和2年度損失補償対象期間延長分）	県が行う経営支援特別融資（経営支援特別融資及び経営支援緊急融資の借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによつて生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の2分の1に相当する額。ただし、経営支援緊急融資の借換えにあつては保険金の額を控除した額に相当する額	令和2年度から令和10年度まで	限度額に同じ。				
経営支援特別融資損失補償 （平成20年度保証分・令和2年度損失補償対象期間延長分）	県が行う経営支援特別融資の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによつて生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の2分の1に相当する額	令和2年度から令和10年度まで	限度額に同じ。				

事 項	限 度 額	令和元年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和2年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
経営支援緊急融資損失補償 (平成9年度保証分・令和2年度損失補償対象期間延長分)	県が行う経営支援緊急融資の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に相当する額						
		令和2年度から令和10年度まで	限度額に同じ。				
産業創造資金損失補償 (平成17年度保証分・令和2年度損失補償対象期間延長分)	県が行う産業創造資金のうち経営革新貸付の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会が中小企業創造活動促進法に基づく認定を受けた者に無担保無保証人(法人の場合は、代表者を連帯保証人とする。)で2千万円までの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に相当する額						
		令和2年度から令和10年度まで	限度額に同じ。				
企業パワーアップ資金損失補償 (平成17年度保証分・令和2年度損失補償対象期間延長分)	県が行う企業パワーアップ資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の2分の1又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の10分の1に相当する額						
		令和2年度から令和10年度まで	限度額に同じ。				

<p>企業パワーアップ資金 損失補償 (令和2年度保証分)</p>	<p>県が行う企業パワーアップ資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の19、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の25、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号及び第6号の規定に係る貸付にあつては10分の1、第5号、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあつては32分の25に相当する額</p>	<p>令和2年度から 令和20年度まで</p>	<p>限度額に同 じ。</p>				
<p>事業資金損失補償 (平成20年度保証分・ 令和2年度損失補償 対象期間延長分)</p>	<p>県が行う事業資金のうち中小企業応援貸付(借換えを含む。)の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の、普通保険を利用し債務</p>	<p>令和2年度から 令和10年度まで</p>	<p>限度額に同 じ。</p>				

事 項	限 度 額	令和元年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和2年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
	の保証を行った場合は12分の7、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の17に相当する額						
借換資金損失補償 (平成20年度保証分・ 令和2年度損失補償 対象期間延長分)	県が行う借換資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の5、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は16分の5、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第6号までの規定に係る貸付にあっては5分の1、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあっては16分の5に相当する額	令和2年度から 令和10年度まで	限度額に同 じ。				
借換資金損失補償 (令和2年度保証分)	県が行う借換資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融						

	機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の5、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は16分の5、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号及び第6号の規定に係る貸付にあつては5分の1、第5号、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあつては16分の5に相当する額						
		令和2年度から令和20年度まで	限度額に同じ。				
要件緩和型経営安定資金損失補償 (令和2年度保証分)	県が行う要件緩和型経営安定資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の2分の1に相当する額						
		令和2年度から令和17年度まで	限度額に同じ。				
中小企業者制度融資貸付事業利子補助 (令和2年度融資分)	2,746,332						2,746,332
		令和3年度から令和17年度まで	2,746,332				

事 項	限 度 額	令和元年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和2年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
勤労者支援資金損失補償 (令和2年度保証分)	県が行う勤労者支援資金の融資額の範囲内で日本労働者信用基金協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額のうち、チャレンジ応援資金のうち失業者の再就職支援に係る資金の元金に相当する額の100分の50の額						
		令和2年度から令和8年度まで	限度額に同じ。				
離職者等委託訓練事業 (令和2年度契約分)	1,224,881			1,224,881			
		令和3年度から令和5年度まで	1,224,881				
農地利用集積事業資金損失補償 (令和2年度融資分)	埼玉県農林公社が農地利用集積事業のため借り入れた資金のうち回収されない元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額						
		令和2年度から令和13年度まで	限度額に同じ。				
農業近代化資金等利子補助 (令和2年度融資分)	99,312						99,312
		令和3年度から令和23年度まで	99,312				
農業災害復旧経営資金利子補助 (令和2年度融資分)	1,125						1,125
		令和3年度から令和9年度まで	1,125				
農業災害復旧経営資金損失補償 (令和2年度融資分)	農業協同組合等が融資した農業災害資金のうち回収されない元本及び利子について、市町村が損失補償した場合の当該補償に要した経費の2分の1に相当する額。ただし、当該経費が融資額の100分の50に相当する額を超えるときは、当該融資額の4分の1に相当する額						
		令和2年度から令和9年度まで	限度額に同じ。				

埼玉県農林公社造林資金等損失補償 (令和2年度借入分)	埼玉県農林公社がその業務を行うため日本政策金融公庫から借り入れた造林資金及び森林整備活性化資金のうち最終償還期限到来後10月を経過しても弁済できない元利金合計額(遅延損害金を含む。)及び損失確定日の翌日から補償履行の日まで年11パーセントの割合による利息に相当する額						
		令和2年度から 令和53年度まで	限度額に同 じ。				
農道整備事業	314,055			147,000	79,000	分担金及び 負担金 78,513	9,542
		令和3年度	314,055				
埼玉県土地開発公社 公共用地先行取得費 等償還金 (令和2年度取得分)	1,344,467						1,344,467
		令和3年度から 令和12年度まで	1,344,467				
埼玉県土地開発公社借 入金債務保証 (令和2年度借入分)	埼玉県土地開発公社がその業務を行うため借り入れた資金のうちその元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額。ただし、借入先金融機関に預金保険法及び農水産業協同組合貯金保険法に定める保険事故が生じた場合は、弁済期到来後の償還できない額						
		令和2年度以降	限度額に同 じ。				
令和2年度有料道路整 備貸付金債務保証 (令和2年度融資分)	埼玉県道路公社が有料道路建設のため借り入れた政府資金のうち、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額						
		令和2年度以降	限度額に同 じ。				

事 項	限 度 額	令和元年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和2年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
有料道路整備貸付金債務保証 (令和2年度融資分)	埼玉県道路公社が有料道路建設のため借り入れた資金のうちその元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額。ただし、借入先金融機関に預金保険法及び農水産業協同組合貯金保険法に定める保険事故が生じた場合は、弁済期到来後の償還できない額						
		令和2年度以降	限度額に同じ。				
橋りょう修繕	1,059,600				1,043,000		16,600
		令和3年度	1,059,600				
橋りょう架換	250,000				225,000		25,000
		令和3年度から 令和4年度まで	250,000				
社会資本整備総合交付金(橋りょう整備)事業	610,000			167,750	123,000	諸収入 305,000	14,250
		令和3年度	610,000				
排水機場等維持修繕	180,000				162,000		18,000
		令和3年度	180,000				
河川改修	100,000				90,000		10,000
		令和3年度	100,000				

社会資本整備総合交付金(河川)事業	844,000			422,000	379,000		43,000
		令和3年度	844,000				
河川施設震災対策	140,000				126,000		14,000
		令和3年度	140,000				
縣市連携浸水対策	570,000				380,000	諸収入 190,000	
		令和3年度	570,000				
街路整備	620,000				446,000	分担金及び 負担金 124,000	50,000
		令和3年度	620,000				
社会資本整備総合交付金(街路)事業	730,000			365,000	262,000	分担金及び 負担金 73,000	30,000
		令和3年度	730,000				
警察共済組合不動産投資施設特約譲渡事業償還金 (令和2年度建設分)	368,464						368,464
		令和3年度から 令和26年度まで	368,464				
学力・学習状況調査実施事業 (令和2年度契約分)	153,309						153,309
		令和3年度	153,309				

過年度に係る分

(単位 千円)

事 項	限 度 額	令和元年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和2年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
地方債証券の共同発行 によって生ずる連帯債務 (平成22年度発行分)	共同発行団体による共同発行の総額から 本県の負担額を控除した額及びこれに対 する利子相当額						
		令 和 2 年 度					
同 上 (平成23年度発行分)	同 上						
		令 和 2 年 度 从 令 和 3 年 度 まで					
同 上 (平成24年度発行分)	同 上						
		令 和 2 年 度 从 令 和 4 年 度 まで					
同 上 (平成25年度発行分)	同 上						
		令 和 2 年 度 从 令 和 5 年 度 まで					
同 上 (平成26年度発行分)	同 上						
		令 和 2 年 度 从 令 和 6 年 度 まで					
同 上 (平成27年度発行分)	同 上						
		令 和 2 年 度 从 令 和 7 年 度 まで					
同 上 (平成28年度発行分)	同 上						
		令 和 2 年 度 从 令 和 8 年 度 まで					

同上 (平成29年度発行分)	同上						
		令和2年度から 令和9年度まで					
同上 (平成30年度発行分)	同上						
		令和2年度から 令和10年度まで					
同上 (令和元年度発行分)	同上						
		令和2年度から 令和11年度まで					
東武鉄道伊勢崎線大改良工事費利子補助 (東武鉄道伊勢崎線竹ノ塚・北越谷間複々線増工事)	日本鉄道建設公団が、東武鉄道伊勢崎線竹ノ塚・北越谷間のうち、埼玉県域内において実施した大改良工事(複々線増工事)に係る鉄道施設を、東武鉄道株式会社が、日本鉄道建設公団法第23条第1項の規定により、同公団から25年間の年賦で譲渡を受けるに当たっての当該譲渡価格中、同公団が発行した債券(借り換え発行した債券を含む。)及び同公団が借り入れた借入金(借り換えた借入金を含む。)の利率と国が定める基準金利との差に相当する率により計算した利子相当分のうち、県が負担する額	昭和62年度から 令和元年度まで	1,142,115				
		東武鉄道株式会社が、日本鉄道建設公団に対して、譲渡代金を支払う期間	限度額に同じ。				
埼玉高速鉄道建設利子補助 (埼玉高速鉄道線鳩ヶ谷・浦和美園間建設工事)	日本鉄道建設公団が、埼玉高速鉄道線鳩ヶ谷・浦和美園間において実施した建設工事に係る鉄道施設を、埼玉高速鉄道株式会社が、日本鉄道建設公団法第23条第1項の規定により同公団から25年間						

事 項	限 度 額	令和元年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和2年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
	の年賦で譲渡を受けるに当たっての当該譲渡価格中、同公団が発行した債券（借り換え発行した債券を含む。）及び同公団が借り入れた借入金（借り換えた借入金を含む。）の利率と国が定める基準金利との差に相当する率により計算した利子相当分のうち、県が負担する額	埼玉高速鉄道株式会社、日本鉄道建設公団に対して譲渡代金を支払う期間	限度額に同じ。				
東武鉄道東上線複線建設費利子補助 (東武東上線森林公園・小川町間複線建設工事)	日本鉄道建設公団が、東武東上線森林公園・小川町間において実施した建設工事に係る鉄道施設を、東武鉄道株式会社が、日本鉄道建設公団法第23条第1項の規定により同公団から25年間の年賦で譲渡を受けるに当たっての当該譲渡価格中、同公団が発行した債券（借り換え発行した債券を含む。）及び同公団が借り入れた借入金（借り換えた借入金を含む。）の利率と国が定める基準金利との差に相当する率により計算した利子相当分のうち、県が負担する額	東武鉄道株式会社が、日本鉄道建設公団に対して譲渡代金を支払う期間	限度額に同じ。				
私立学校振興資金融資貸付金利子補助 (平成21年度融資分)	34,777	平成22年度から令和元年度まで	2,982				31,795
		令和2年度から令和6年度まで	31,795				
同 上 (平成22年度融資分)	37,778	平成23年度から令和元年度まで	5,246				32,532
		令和2年度から令和7年度まで	32,532				

同上 (平成24年度融資分)	30,401	平成25年度から 令和元年度まで	3,148				27,253
		令和2年度から 令和9年度まで	27,253				
同上 (平成25年度融資分)	64,194	平成26年度から 令和元年度まで	3,258				60,936
		令和2年度から 令和10年度まで	60,936				
同上 (平成26年度融資分)	31,670	平成27年度から 令和元年度まで	6,947				24,723
		令和2年度から 令和11年度まで	24,723				
同上 (平成28年度融資分)	8,368	平成29年度から 令和元年度まで	1,715				6,653
		令和2年度から 令和13年度まで	6,653				
同上 (平成29年度融資分)	185,154	平成30年度から 令和元年度まで	2,528				182,626
		令和2年度から 令和14年度まで	182,626				
同上 (平成30年度融資分)	73,554	令和元年度	4,518				69,036
		令和2年度から 令和15年度まで	69,036				
同上 (令和元年度融資分)	59,726						59,726
		令和2年度から 令和16年度まで	59,726				
私立学校振興資金融資 損失補償 (平成21年度融資分)	回収されない元本及び最終弁済期到来後 3月までの利子の合計額について、当該 貸付額の100分の10に相当する額	令和2年度以降	限度額に同 じ。				

事 項	限 度 額	令和元年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和2年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
同 上 (平成22年度融資分)	同 上						
		令和2年度以降	限度額に同じ。				
同 上 (平成24年度融資分)	同 上						
		令和2年度以降	限度額に同じ。				
同 上 (平成25年度融資分)	同 上						
		令和2年度以降	限度額に同じ。				
同 上 (平成26年度融資分)	同 上						
		令和2年度以降	限度額に同じ。				
同 上 (平成28年度融資分)	同 上						
		令和2年度以降	限度額に同じ。				
同 上 (平成29年度融資分)	同 上						
		令和2年度以降	限度額に同じ。				
同 上 (平成30年度融資分)	同 上						
		令和2年度以降	限度額に同じ。				

同上 (令和元年度融資分)	同上						
		令和2年度以降	限度額に同じ。				
環境科学国際センター 設備の省エネルギー化 改修及び維持管理業務	383,796	平成21年度から 令和元年度まで	327,244				56,552
		令和2年度から 令和4年度まで	56,552				
嵐山郷設備の省エネ ルギー化改修及び維持管 理業務	325,770	平成23年度から 令和元年度まで	182,233				143,537
		令和2年度から 令和7年度まで	143,537				
総合リハビリテーション センター設備の省エネ ルギー化改修及び維持 管理業務	258,950	平成25年度から 令和元年度まで	185,908				73,042
		令和2年度から 令和4年度まで	73,042				
第二庁舎設備の省エネ ルギー化改修及び維持 管理業務	479,772	平成28年度から 令和元年度まで	285,780				193,992
		令和2年度から 令和3年度まで	193,992				
環境創造資金利子補給 (平成23年度融資分)	28,501	平成24年度から 令和元年度まで	7,097				21,404
		令和2年度から 令和3年度まで	21,404				
同上 (平成24年度融資分)	44,750	平成25年度から 令和元年度まで	23,053				21,697
		令和2年度から 令和4年度まで	21,697				

事 項	限 度 額	令和元年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和2年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
同 上 (平成25年度融資分)	34,250	平成26年度から 令和元年度まで	5,219				29,031
		令和2年度から 令和5年度まで	29,031				
同 上 (平成26年度融資分)	33,600	平成27年度から 令和元年度まで	7,027				26,573
		令和2年度から 令和6年度まで	26,573				
同 上 (平成27年度融資分)	33,600	平成28年度から 令和元年度まで	6,562				27,038
		令和2年度から 令和7年度まで	27,038				
同 上 (平成28年度融資分)	44,850	平成29年度から 令和元年度まで	2,943				41,907
		令和2年度から 令和8年度まで	41,907				
同 上 (平成29年度融資分)	44,650	平成30年度から 令和元年度まで	3,054				41,596
		令和2年度から 令和9年度まで	41,596				
同 上 (平成30年度融資分)	44,175	令和元年度	5,679				38,496
		令和2年度から 令和10年度まで	38,496				
同 上 (令和元年度融資分)	48,595						48,595
		令和2年度から 令和11年度まで	48,595				

旧山西省友好記念館施設改修費等補助	42,703						42,703
		令和2年度から 令和16年度まで	42,703				
青空再生低公害車導入資金損失補償 (平成19年度保証分・平成26年度損失補償対象期間延長分)	県が行う青空再生低公害車導入資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の2分の1に相当する額						
令和2年度から 令和4年度まで		限度額に同じ。					
同上 (平成22年度保証分)	同上						
令和2年度	限度額に同じ。						
同上 (平成23年度保証分)	同上						
令和2年度から 令和3年度まで	限度額に同じ。						
公共関与による資源循環モデル事業の施設整備及び維持管理業務	4,947,000	平成17年度から 令和元年度まで	2,860,400			財産収入 803,741	1,282,859
		令和2年度から 令和11年度まで	2,086,600				

事 項	限 度 額	令和元年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和2年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
社会福祉・医療事業団 借入金利子補助 (平成13年度融資分)	84,015	平成14年度から 令和元年度まで	11,601				72,414
		令和2年度から 令和3年度まで	72,414				
同 上 (平成14年度融資分)	88,667	平成15年度から 令和元年度まで	17,143				71,524
		令和2年度から 令和4年度まで	71,524				
同 上 (平成15年度融資分)	236,911	平成17年度から 令和元年度まで	15,918				220,993
		令和2年度から 令和5年度まで	220,993				
独立行政法人福祉医療 機構借入金利子補助 (平成16年度融資分)	136,558	平成18年度から 令和元年度まで	21,059				115,499
		令和2年度から 令和6年度まで	115,499				
同 上 (平成17年度融資分)	101,087	平成19年度から 令和元年度まで	52,021				49,066
		令和2年度から 令和7年度まで	49,066				
同 上 (平成18年度融資分)	85,122	平成20年度から 令和元年度まで	53,422				31,700
		令和2年度から 令和8年度まで	31,700				
同 上 (平成19年度融資分)	83,923	平成21年度から 令和元年度まで	25,627				58,296
		令和2年度から 令和9年度まで	58,296				

同 上 (平成20年度融資分)	116,074	平成21年度から 令和元年度まで	11,227				104,847
		令和2年度から 令和10年度まで	104,847				
同 上 (平成21年度融資分)	236,024	平成22年度から 令和元年度まで	11,074				224,950
		令和2年度から 令和11年度まで	224,950				
同 上 (平成22年度融資分)	344,211	平成23年度から 令和元年度まで	59,005				285,206
		令和2年度から 令和12年度まで	285,206				
同 上 (平成23年度融資分)	440,069	平成24年度から 令和元年度まで	57,900				382,169
		令和2年度から 令和13年度まで	382,169				
同 上 (平成24年度融資分)	435,888	平成25年度から 令和元年度まで	54,756				381,132
		令和2年度から 令和14年度まで	381,132				
同 上 (平成25年度融資分)	259,330	平成26年度から 令和元年度まで	33,605				225,725
		令和2年度から 令和15年度まで	225,725				
同 上 (平成26年度融資分)	253,066	平成27年度から 令和元年度まで	33,074				219,992
		令和2年度から 令和16年度まで	219,992				
同 上 (平成27年度融資分)	260,848	平成28年度から 令和元年度まで	25,697				235,151
		令和2年度から 令和17年度まで	235,151				

事 項	限 度 額	令和元年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和2年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
同 上 (平成28年度融資分)	295,260	平成29年度から 令和元年度まで	6,280				288,980
		令和2年度から 令和18年度まで	288,980				
同 上 (平成29年度融資分)	372,344	平成30年度から 令和元年度まで	5,838				366,506
		令和2年度から 令和19年度まで	366,506				
同 上 (平成30年度融資分)	319,147	令 和 元 年 度	1,093				318,054
		令和2年度から 令和20年度まで	318,054				
同 上 (令和元年度融資分)	199,025						199,025
		令和2年度から 令和21年度まで	199,025				
老人保健施設整備利子 補助 (平成8年度融資分)	5,125,104	平成9年度から 令和元年度まで	3,117,319				2,007,785
		令和2年度から 令和3年度まで	2,007,785				
同 上 (平成9年度融資分)	4,266,420	平成10年度から 令和元年度まで	1,443,655				2,822,765
		令和2年度から 令和4年度まで	2,822,765				
同 上 (平成10年度融資分)	1,078,175	平成11年度から 令和元年度まで	476,712				601,463
		令和2年度から 令和5年度まで	601,463				

同 上 (平成11年度融資分)	862,540	平成12年度から 令和元年度まで	347,803				514,737
		令和2年度から 令和6年度まで	514,737				
介護老人保健施設整備 利子補助 (平成12年度融資分)	762,228	平成13年度から 令和元年度まで	299,128				463,100
		令和2年度から 令和7年度まで	463,100				
同 上 (平成13年度融資分)	762,228	平成14年度から 令和元年度まで	298,161				464,067
		令和2年度から 令和8年度まで	464,067				
同 上 (平成14年度融資分)	527,898	平成15年度から 令和元年度まで	162,637				365,261
		令和2年度から 令和9年度まで	365,261				
同 上 (平成15年度融資分)	408,952	平成16年度から 令和元年度まで	280,288				128,664
		令和2年度から 令和10年度まで	128,664				
特別養護老人ホーム整備 支援融資事業損失補償 (平成16年度融資分)	回収されない元本及び最終弁済期到来後 3月までの利子の合計額						
		令和2年度以降	限度額に同 じ。				
同 上 (平成17年度融資分)	同 上						
		令和2年度以降	限度額に同 じ。				
同 上 (平成18年度融資分)	同 上						
		令和2年度以降	限度額に同 じ。				

事 項	限 度 額	令和元年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和2年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
同 上 (平成19年度融資分)	同 上						
		令和2年度以降	限度額に同じ。				
同 上 (平成20年度融資分)	同 上						
		令和2年度以降	限度額に同じ。				
同 上 (平成21年度融資分)	同 上						
		令和2年度以降	限度額に同じ。				
同 上 (平成23年度融資分)	同 上						
		令和2年度以降	限度額に同じ。				
同 上 (平成25年度融資分)	同 上						
		令和2年度以降	限度額に同じ。				
同 上 (平成26年度融資分)	同 上						
		令和2年度以降	限度額に同じ。				
山間山添い地域水道 水源開発施設整備費 償還金補助 (平成7年度借入分)	市町村（一部事務組合を含む。）が水道 水源開発を実施する場合において、国庫 補助の対象となった水道水源開発施設の 建設費の企業債に係る元利償還金（水資 源開発公団への割賦金を含む。）の3分 の2に相当する額	平成8年度から 令和元年度まで	37,085				
		令和2年度以降	限度額に同じ。				

同上 (平成8年度借入分)	同上	平成9年度から 令和元年度まで	185,752				
		令和2年度以降	限度額に同 じ。				
同上 (平成9年度借入分)	同上	平成10年度から 令和元年度まで	19,253				
		令和2年度以降	限度額に同 じ。				
同上 (平成10年度借入分)	同上	平成11年度から 令和元年度まで	2,420				
		令和2年度以降	限度額に同 じ。				
山間山添い地域水道 水源開発施設整備費 償還金補助 (平成11年度借入分)	市町村(一部事務組合を含む。)が水道 水源開発を実施する場合において、国庫 補助の対象となった水道水源開発施設の 建設費の企業債に係る元利償還金(水資 源開発公団への割賦金を含む。)の3分 の1に相当する額	平成11年度から 令和元年度まで	1,679,217				
		令和2年度以降	限度額に同 じ。				
山間山添い地域水道 水源開発施設整備費 償還金補助 (平成15年度借入分)	市町村(一部事務組合を含む。)が水道 水源開発を実施する場合において、国庫 補助の対象となった水道水源開発施設の 建設費の企業債に係る元利償還金(水資 源開発公団への割賦金を含む。)の2分 の1に相当する額	平成16年度から 令和元年度まで	68,822				
		令和2年度以降	限度額に同 じ。				
さいたま新産業拠点 (SKIPシティ)A街区 における県映像関連 施設及び工業技術セン ター等の維持管理業務	平成14年度から令和14年度までの 31年間、当該施設の維持管理業務委託に 要する経費	平成14年度から 令和元年度まで	6,797,294				
		令和2年度から 令和14年度まで	限度額に同 じ。				

事 項	限 度 額	令和元年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和2年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
さいたま新産業拠点 (SKIPシティ)A街区 における県映像関連 施設の運営業務	平成14年度から令和14年度までの 31年間、当該施設の運営業務委託に要す る経費	平成14年度から 令和元年度まで	9,008,941				
		令和2年度から 令和14年度まで	限度額に同 じ。				
さいたま新産業拠点 (SKIPシティ)A街区 における民間企業入居 施設の買取り	令和15年度以降、当該施設の買取りに 要する経費						
		令和15年度以降	限度額に同 じ。				
無担保無保証人資金 損失補償 (平成11年度保証分・ 平成28年度損失補償 対象期間延長分)	県が行う無担保無保証人資金の融資額の 範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務 の保証を行ったことによって生じた代位 弁済額から中小企業信用保険法第5条の 規定により支払を受けた保険金の額を控 除した額に相当する額						
		令和2年度から 令和6年度まで	限度額に同 じ。				
同 上 (平成12年度保証分・ 平成24年度損失補償 対象期間延長分)	同 上	平成30年度から 令和元年度まで	2,314				
		令 和 2 年 度	限度額に同 じ。				
同 上 (平成12年度保証分・ 平成29年度損失補償 対象期間延長分)	同 上						
		令和2年度から 令和7年度まで	限度額に同 じ。				

同 上 (平成13年度保証分・平成25年度損失補償対象期間延長分)	同 上	平成30年度から令和元年度まで	534				
		令和2年度から令和3年度まで	限度額に同じ。				
同 上 (平成13年度保証分・平成30年度損失補償対象期間延長分)	同 上						
		令和2年度から令和8年度まで	限度額に同じ。				
小規模事業資金損失補償 (平成14年度保証分・平成26年度損失補償対象期間延長分)	県が行う小規模事業資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に相当する額	令和元年度	766				
		令和2年度から令和4年度まで	限度額に同じ。				
同 上 (平成14年度保証分・令和元年度損失補償対象期間延長分)	同 上						
		令和2年度から令和9年度まで	限度額に同じ。				
小規模事業資金損失補償 (平成15年度保証分・平成27年度損失補償対象期間延長分)	県が行う小規模事業資金(借換えを含む。)の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に相当する額						
		令和2年度から令和5年度まで	限度額に同じ。				
同 上 (平成16年度保証分)	同 上	平成17年度から令和元年度まで	493,353				
		令和2年度から令和4年度まで	限度額に同じ。				

事 項	限 度 額	令和元年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和2年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
同 上 (平成16年度保証分・ 令和元年度損失補償 対象期間延長分)	同 上						
		令和2年度から 令和9年度まで	限度額に同 じ。				
同 上 (平成17年度保証分)	同 上	平成18年度から 令和元年度まで	490,850				
		令和2年度から 令和5年度まで	限度額に同 じ。				
同 上 (平成18年度保証分)	同 上	平成19年度から 令和元年度まで	317,664				
		令和2年度から 令和6年度まで	限度額に同 じ。				
小規模事業資金損失 補償 (平成19年度保証分)	県が行う小規模事業資金（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の5分の4に相当する額	平成20年度から 令和元年度まで	198,861				
		令和2年度から 令和7年度まで	限度額に同 じ。				
同 上 (平成20年度保証分)	同 上	平成21年度から 令和元年度まで	143,738				
		令和2年度から 令和8年度まで	限度額に同 じ。				
同 上 (平成21年度保証分)	同 上	平成22年度から 令和元年度まで	80,540				
		令和2年度から 令和9年度まで	限度額に同 じ。				

同上 (平成22年度保証分)	同上	平成23年度から 令和元年度まで	46,926				
		令和2年度から 令和10年度まで	限度額に同 じ。				
同上 (平成23年度保証分)	同上	平成24年度から 令和元年度まで	43,512				
		令和2年度から 令和11年度まで	限度額に同 じ。				
小規模事業資金損失 補償 (平成24年度保証分)	県が行う小規模事業資金(借換えを含む。)の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の20分の19に相当する額	平成25年度から 令和元年度まで	46,077				
		令和2年度から 令和12年度まで	限度額に同 じ。				
同上 (平成25年度保証分)	同上	平成26年度から 令和元年度まで	53,373				
		令和2年度から 令和13年度まで	限度額に同 じ。				
同上 (平成26年度保証分)	同上	平成27年度から 令和元年度まで	60,593				
		令和2年度から 令和14年度まで	限度額に同 じ。				
同上 (平成27年度保証分)	同上	平成28年度から 令和元年度まで	38,977				
		令和2年度から 令和15年度まで	限度額に同 じ。				
同上 (平成28年度保証分)	同上	平成29年度から 令和元年度まで	29,341				
		令和2年度から 令和16年度まで	限度額に同 じ。				

事 項	限 度 額	令和元年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和2年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
同 上 (平成29年度保証分)	同 上	平成30年度から 令和元年度まで	28,578				
		令和2年度から 令和17年度まで	限度額に同 じ。				
同 上 (平成30年度保証分)	同 上	令 和 元 年 度	5,312				
		令 和 2 年 度 从 令 和 18 年 度 从	限度額に同 じ。				
同 上 (令和元年度保証分)	同 上						
		令 和 2 年 度 从 令 和 19 年 度 从	限度額に同 じ。				
起業家育成資金損失 補償 (平成15年度保証分)	県が行う起業家育成資金（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の2分の1に相当する額。ただし、中小企業創造活動促進法に基づく認定を受けた者に無担保無保証人（法人の場合は、代表者を連帯保証人とする。）で2千万円までの債務の保証を行った場合は、保険金の額を控除した額に相当する額	平成17年度から 令和元年度まで	14,836				
		令 和 2 年 度 从 令 和 3 年 度 从	限度額に同 じ。				
起業家育成資金損失 補償 (平成16年度保証分)	県が行う起業家育成資金（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払	平成18年度から 令和元年度まで	39,041				

	受けた保険金の額を控除した額の4分の3に相当する額。ただし、中小企業創造活動促進法に基づく認定を受けた者に無担保無保証人（法人の場合は、代表者を連帯保証人とする。）で2千万円までの債務の保証を行った場合は、保険金の額を控除した額に相当する額とし、新事業創出関連保証を利用し無担保無保証人（法人の場合は、代表者を連帯保証人とする。）で債務の保証を行った場合は、保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額						
		令和2年度から令和4年度まで	限度額に同じ。				
起業家育成資金損失補償 (平成16年度保証分・令和元年度損失補償対象期間延長分)	県が行う起業家育成資金（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額						
		令和2年度から令和9年度まで	限度額に同じ。				
起業家育成資金損失補償 (平成17年度保証分)	県が行う起業家育成資金（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の4分の3に相当する額。ただし、中小企業創造活動促進法に基づく認定を受けた者に無担保無保証人（法人の場合は、代表者を連帯保証人とする。）で2千万円までの債務の保証を行った場合は、保険金の額	平成18年度から令和元年度まで	45,138				
		令和2年度から令和5年度まで	限度額に同じ。				

事 項	限 度 額	令和元年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和2年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
	を控除した額に相当する額とし、新事業創出関連保証を利用し無担保無保証人（法人の場合は、代表者を連帯保証人とする。）で債務の保証を行った場合は、保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額						
起業家育成資金損失補償 (平成18年度保証分)	県が行う起業家育成資金（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の4分の3に相当する額。ただし、中小企業創造活動促進法に基づく認定を受けた者に無担保無保証人（法人の場合は、代表者を連帯保証人とする。）で2千万円までの債務の保証を行った場合は、保険金の額を控除した額に相当する額とし、創業等関連保証を利用し無担保無保証人（法人の場合は、代表者を連帯保証人とする。）で債務の保証を行った場合は、保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額	平成19年度から令和元年度まで	89,546				
		令和2年度から令和6年度まで	限度額に同じ。				
起業家育成資金損失補償 (平成19年度保証分)	県が行う起業家育成資金（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、	平成20年度から令和元年度まで	66,618				

	<p>代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の4分の3に相当する額。ただし、中小企業創造活動促進法に基づく認定を受けた者に無担保無保証人(法人の場合は、代表者を連帯保証人とする。)で2千万円までの債務の保証を行った場合は、保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額に相当する額とし、創業等関連保証を利用し無担保無保証人(法人の場合は、代表者を連帯保証人とする。)で債務の保証を行った場合は、保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額</p>						
		令和2年度から令和7年度まで	限度額に同じ。				
<p>起業家育成資金損失補償 (平成20年度保証分)</p>	<p>県が行う起業家育成資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の4分の3に相当する額。ただし、中小企業創造活動促進法に基づく認定を受けた者に無担保無保証人</p>	平成21年度から令和元年度まで	52,583				
		令和2年度から令和8年度まで	限度額に同じ。				

事 項	限 度 額	令和元年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和2年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
	(法人の場合は、代表者を連帯保証人とする。)で2千万円までの債務の保証を行った場合は、保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額に相当する額とし、創業関連保証(産業活力再生特別措置法第33条第3項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものに限る。)又は創業等関連保証を利用し債務の保証を行った場合は、保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額						
起業家育成資金損失補償 (平成21年度保証分)	県が行う起業家育成資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の4分の3に相当する額。ただし、創業関連保証(産業活力再生特別措置法第33条第3項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものに限る。)又は創業等関連保証を利用し債務の保証を行った場合は、保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額	平成22年度から令和元年度まで	49,822				
		令和2年度から令和9年度まで	限度額に同じ。				

同上 (平成22年度保証分)	同上	平成23年度から 令和元年度まで	35,232				
起業家育成資金損失 補償 (平成23年度保証分)	県が行う起業家育成資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の4分の3に相当する額。ただし、創業関連保証(産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第33条第3項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものに限る。)又は創業等関連保証を利用し債務の保証を行った場合は、保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額	平成24年度から 令和元年度まで	27,348	限度額に同じ。			
起業家育成資金損失 補償 (平成24年度保証分)	県が行う起業家育成資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金か	平成25年度から 令和元年度まで	21,496	限度額に同じ。			

事 項	限 度 額	令和元年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和2年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
	ら金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の4分の3に相当する額。ただし、創業関連保証(産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第33条第3項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものに限る。)を利用し債務の保証を行った場合は保険金の額を控除した額の10分の1、創業等関連保証を利用し債務の保証を行った場合は保険金の額を控除した額の20分の3に相当する額	令和2年度から令和12年度まで	限度額に同じ。				
同 上 (平成25年度保証分)	同 上	平成26年度から令和元年度まで	22,063				
		令和2年度から令和13年度まで	限度額に同じ。				
起業家育成資金損失補償 (平成26年度保証分)	県が行う起業家育成資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条の規定に	平成27年度から令和元年度まで	12,118				

	より支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の4分の3に相当する額。ただし、創業関連保証（産業競争力強化法第115条第3項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものに限る。）を利用し債務の保証を行った場合は保険金の額を控除した額の10分の1、創業等関連保証を利用し債務の保証を行った場合は保険金の額を控除した額の20分の3に相当する額						
		令和2年度から令和14年度まで	限度額に同じ。				
起業家育成資金損失補償 (平成27年度保証分)	県が行う起業家育成資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の4分の3に相当する額。ただし、創業関連保証（産業競争力強化法第115条第3項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものに限る。）を利用し債務の保証を行った場合は保険金の額を控除した額の10分の1、創業等関連保証又は創業関連保証（産業競争力強化法	平成28年度から令和元年度まで	9,656				
		令和2年度から令和15年度まで	限度額に同じ。				

事 項	限 度 額	令和元年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和2年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
	第115条第3項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものを除く。)を利用し債務の保証を行った場合は保険金の額を控除した額の20分の3に相当する額						
同 上 (平成28年度保証分)	同 上	平成29年度から 令和元年度まで	8,159				
		令和2年度から 令和16年度まで	限度額に同 じ。				
同 上 (平成29年度保証分)	同 上	平成30年度から 令和元年度まで	5,927				
		令和2年度から 令和17年度まで	限度額に同 じ。				
同 上 (平成30年度保証分)	同 上	令 和 元 年 度	413				
		令和2年度から 令和18年度まで	限度額に同 じ。				
起業家育成資金損失 補償 (令和元年度保証分)	県が行う起業家育成資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の4分の3に相当する額。ただし、創業関連保証(産業競争力強化法第129条第3項各号に掲げる要						
		令和2年度から 令和19年度まで	限度額に同 じ。				

	件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものに限る。)を利用し債務の保証を行った場合は保険金の額を控除した額の10分の1、創業等関連保証又は創業関連保証(産業競争力強化法第129条第3項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものを除く。)を利用し債務の保証を行った場合は保険金の額を控除した額の20分の3に相当する額						
経営安定資金損失補償 (平成15年度保証分・平成27年度損失補償対象期間延長分)	県が行う経営安定資金のうち金融円滑化貸付(中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定に係る貸付に限る。)の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額						
		令和2年度から令和5年度まで	限度額に同じ。				
同上 (平成16年度保証分・平成28年度損失補償対象期間延長分)	同上						
		令和2年度から令和6年度まで	限度額に同じ。				
経営安定資金損失補償 (平成17年度保証分)	県が行う経営安定資金のうち指定企業関連貸付(知事指定の借換えを含む。)及び金融円滑化貸付(中小企業信用保険法第2条第3項第6号及び第8号の規定に係る貸付に限る。)の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の	平成18年度から令和元年度まで	9,589				

事 項	限 度 額	令和元年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和2年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
	元金から中小企業信用保険法第5条及び第13条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の指定企業関連貸付の大臣指定にあつては5分の1、知事指定にあつては2分の1、金融円滑化貸付（中小企業信用保険法第2条第3項第6号及び第8号の規定に係る貸付に限る。）にあつては5分の1に相当する額	令 和 2 年 度	限度額に同じ。				
経営安定資金損失補償 (平成17年度保証分・平成29年度損失補償対象期間延長分)	県が行う経営安定資金のうち金融円滑化貸付（中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定に係る貸付に限る。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額						
		令 和 2 年 度 从 来 令 和 7 年 度 まで	限度額に同じ。				
経営安定資金損失補償 (平成18年度保証分)	県が行う経営安定資金のうち指定企業関連貸付（知事指定の借換えを含む。）及び金融円滑化貸付（中小企業信用保険法第2条第3項第6号及び第8号の規定に係る貸付に限る。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条及び第13条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の指定企業関連貸付の大臣指定にあつては5分の1、知事指定にあつては2分の1、金融円滑化貸付	平成19年度から 令 和 元 年 度 まで	39,827				
		令 和 2 年 度 从 来 令 和 3 年 度 まで	限度額に同じ。				

	(中小企業信用保険法第2条第3項第6号及び第8号の規定に係る貸付に限る。)にあっては5分の1に相当する額						
経営安定資金損失補償 (平成18年度保証分・平成30年度損失補償対象期間延長分)	県が行う経営安定資金のうち金融円滑化貸付(中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定に係る貸付に限る。)の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額	令和2年度から令和8年度まで	限度額に同じ。				
経営安定資金損失補償 (平成19年度保証分)	県が行う経営安定資金のうち指定企業関連貸付(知事指定の借換えを含む。)及び金融円滑化貸付(中小企業信用保険法第2条第3項第6号及び第8号の規定に係る貸付に限る。)の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条及び第13条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の指定企業関連貸付の大臣指定にあっては5分の1、知事指定にあっては2分の1、金融円滑化貸付(中小企業信用保険法第2条第3項	平成20年度から令和元年度まで 令和2年度から令和4年度まで	35,112 限度額に同じ。				

事 項	限 度 額	令和元年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和2年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
	第6号及び第8号の規定に係る貸付に限る。)にあつては5分の1に相当する額						
経営安定資金損失補償 (平成19年度保証分・ 令和元年度損失補償 対象期間延長分)	県が行う経営安定資金のうち金融円滑化貸付(中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定に係る貸付に限る。)の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額	令和2年度から 令和9年度まで	限度額に同 じ。				
経営安定資金損失補償 (平成20年度保証分)	県が行う経営安定資金のうち大臣指定等貸付(指定企業関連及び金融円滑化関連に係る貸付に限る。)及び知事指定等貸付(指定企業関連に係る貸付及び金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第4項第8号の規定に係る貸付に限る。)の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の、大臣指定等貸付(指定企業	平成22年度から 令和元年度まで	29,802				
		令和2年度から 令和5年度まで	限度額に同 じ。				

	関連及び金融円滑化関連に係る貸付に限る。)にあつては5分の1、知事指定等貸付(指定企業関連に係る貸付に限る。)にあつては2分の1、知事指定等貸付(金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第4項第8号の規定に係る貸付に限る。)にあつては5分の1に相当する額						
同上 (平成21年度保証分)	同上	平成23年度から 令和元年度まで	7,240				
		令和2年度から 令和6年度まで	限度額に同 じ。				
同上 (平成22年度保証分)	同上	平成26年度から 令和元年度まで	222				
		令和2年度から 令和7年度まで	限度額に同 じ。				
経営安定資金損失補償 (平成23年度保証分)	県が行う経営安定資金のうち大臣指定等貸付(指定企業関連及び金融円滑化関連に係る貸付に限る。)、知事指定等貸付(指定企業関連に係る貸付及び金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第4項第8号の規定に係る貸付に限る。)及び震災特別貸付の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の、大臣指定等貸付(指定企業関連及び金融円滑化関連に係る貸付に限る。)にあつては5	平成25年度から 令和元年度まで	28,210				
		令和2年度から 令和11年度まで	限度額に同 じ。				

事 項	限 度 額	令和元年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和2年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
	分の1、知事指定等貸付（指定企業関連に係る貸付に限る。）にあつては2分の1、知事指定等貸付（金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第4項第8号の規定に係る貸付に限る。）にあつては5分の1、震災特別貸付にあつては5分の2に相当する額						
経営安定資金損失補償 (平成24年度保証分)	県が行う経営安定資金のうち大臣指定等貸付（指定企業関連、特定業種関連及び金融円滑化関連に係る貸付に限る。）及び知事指定等貸付（指定企業関連に係る貸付及び金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第4項第8号の規定に係る貸付に限る。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによつて生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、大臣指定等貸付（指定企業関連及び特定業種関連に係る貸付に限る。）にあつては20分の3、大臣指定等貸付（金融円滑化関連に係る貸付に限る。）にあつては10分の1、知事指定等貸付（指定企業関連に	平成25年度から 令和元年度まで	31,443				
		令和2年度から 令和9年度まで	限度額に同 じ。				

	係る貸付に限る。)にあつては2分の1、知事指定等貸付(金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第4項第8号の規定に係る貸付に限る。)にあつては5分の1に相当する額						
同上 (平成25年度保証分)	同上	平成27年度から令和元年度まで	11,812				
		令和2年度から令和10年度まで	限度額に同じ。				
経営安定資金損失補償 (平成26年度保証分)	県が行う経営安定資金のうち大臣指定等貸付(指定企業関連、特定業種関連及び金融円滑化関連に係る貸付に限る。)及び知事指定等貸付(指定企業関連に係る貸付及び金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第5項第8号の規定に係る貸付に限る。)の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の、大臣指定等貸付(指定企業関連及び特定業種関連に係る貸付に限る。)にあつては20分の3、大臣指定等貸付(金融円滑化関連に係る貸付に限る。)にあつては10分の1、知事指定等貸付(指定企業関連に係る貸付に限る。)にあつては2分の1、知事指定等貸付(金融円滑化関連の	平成28年度から令和元年度まで	5,011				
		令和2年度から令和11年度まで	限度額に同じ。				

事 項	限 度 額	令和元年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和2年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
	うち中小企業信用保険法第2条第5項第8号の規定に係る貸付に限る。)にあっては5分の1に相当する額						
同 上 (平成27年度保証分)	同 上	平成29年度から 令和元年度まで	4,227				
		令和2年度から 令和12年度まで	限度額に同 じ。				
同 上 (平成28年度保証分)	同 上	平成30年度から 令和元年度まで	4,045				
		令和2年度から 令和13年度まで	限度額に同 じ。				
同 上 (平成29年度保証分)	同 上						
		令和2年度から 令和14年度まで	限度額に同 じ。				
同 上 (平成30年度保証分)	同 上						
		令和2年度から 令和15年度まで	限度額に同 じ。				
同 上 (令和元年度保証分)	同 上						
		令和2年度から 令和16年度まで	限度額に同 じ。				
経営支援特別融資損失 補償 (平成12年度保証分・ 平成24年度損失補償 対象期間延長分)	県が行う経営支援特別融資の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の2分の1に相当する額						
		令 和 2 年 度	限度額に同 じ。				

経営支援特別融資損失補償 (平成15年度保証分・平成27年度損失補償対象期間延長分)	県が行う経営支援特別融資(経営支援特別融資及び経営支援緊急融資の借換えを含む。)の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったこと によって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の2分の1に相当する額。ただし、経営支援緊急融資の借換えにあつては保険金の額を控除した額に相当する額						
		令和2年度から令和5年度まで	限度額に同じ。				
同上 (平成16年度保証分・平成28年度損失補償対象期間延長分)	同 上						
		令和2年度から令和6年度まで	限度額に同じ。				
同上 (平成17年度保証分)	同 上	平成19年度から令和元年度まで	35,488				
		令和2年度	限度額に同じ。				
同上 (平成17年度保証分・平成29年度損失補償対象期間延長分)	同 上						
		令和2年度から令和7年度まで	限度額に同じ。				
同上 (平成18年度保証分)	同 上	平成19年度から令和元年度まで	259,567				
		令和2年度から令和3年度まで	限度額に同じ。				
同上 (平成18年度保証分・平成30年度損失補償対象期間延長分)	同 上						
		令和2年度から令和8年度まで	限度額に同じ。				

事 項	限 度 額	令和元年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和2年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
経営支援特別融資損失補償 (平成19年度保証分)	県が行う経営支援特別融資（経営支援特別融資及び経営支援緊急融資の借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の2分の1に相当する額。ただし、経営支援緊急融資の借換えにあっては保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額に相当する額	平成20年度から令和元年度まで	155,909				
		令和2年度から令和4年度まで	限度額に同じ。				
同 上 (平成19年度保証分・令和元年度損失補償対象期間延長分)	同 上						
		令和2年度から令和9年度まで	限度額に同じ。				
経営支援特別融資損失補償 (平成20年度保証分)	県が行う経営支援特別融資の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）	平成21年度から令和元年度まで	47,203				

	から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の2分の1に相当する額	令和2年度から令和5年度まで	限度額に同じ。				
経営支援緊急融資損失補償 (平成9年度保証分・平成27年度損失補償対象期間延長分)	県が行う経営支援緊急融資の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に相当する額	令和元年度	3,604				
		令和2年度から令和5年度まで	限度額に同じ。				
同上 (平成10年度保証分・平成28年度損失補償対象期間延長分)	同 上						
		令和2年度から令和6年度まで	限度額に同じ。				
事業開拓支援資金損失補償 (平成14年度保証分)	県が行う事業開拓支援資金のうち創造支援貸付の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会が無担保無保証人(法人の場合は、代表者を連帯保証人とする。)で2千万円までの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に相当する額	平成16年度から令和元年度まで	4,000				
		令和2年度	限度額に同じ。				
同上 (平成15年度保証分)	同 上	平成19年度から令和元年度まで	6,321				
		令和2年度から令和3年度まで	限度額に同じ。				

事 項	限 度 額	令和元年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和2年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
同 上 (平成16年度保証分)	同 上	平成18年度から 令和元年度まで	4,751				
		令和2年度から 令和4年度まで	限度額に同 じ。				
産業創造資金損失補償 (平成17年度保証分)	県が行う産業創造資金のうち経営革新貸付の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会が中小企業創造活動促進法に基づく認定を受けた者に無担保無保証人(法人の場合は、代表者を連帯保証人とする。)で2千万円までの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額及び大型店進出に伴い業種転換を行う企業に対する融資の借換えに係る融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の経営革新貸付にあつては全額、大型店進出に伴い業種転換を行う企業に対する融資の借換えにあつては2分の1に相当する額						
		令和2年度から 令和5年度まで	限度額に同 じ。				
同 上 (平成18年度保証分)	同 上						
		令和2年度から 令和6年度まで	限度額に同 じ。				
産業創造資金損失補償 (平成19年度保証分)	県が行う産業創造資金のうち経営革新貸付の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会が中小企業創造活動促進法に基づく認定を受けた者に無担保無保証人(法人の						

	<p>場合は、代表者を連帯保証人とする。)で2千万円までの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額及び大型店進出に伴い業種転換を行う企業に対する融資の借換えに係る融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の経営革新貸付にあつては全額、大型店進出に伴い業種転換を行う企業に対する融資の借換えにあつては2分の1に相当する額</p>						
<p>産業創造資金損失補償 (平成20年度保証分)</p>	<p>県が行う産業創造資金のうち経営革新貸付の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会が中小企業創造活動促進法に基づく認定を受けた者に無担保無保証人(法人の場合は、代表者を連帯保証人とする。)で2千万円までの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額に相当する額</p>						
		<p>令和2年度から令和7年度まで</p>	<p>限度額に同じ。</p>				
		<p>令和2年度から令和8年度まで</p>	<p>限度額に同じ。</p>				

事 項	限 度 額	令和元年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和2年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
魅力ある産業造り資金 損失補償 (平成14年度保証分)	県が行う魅力ある産業造り資金のうち大型店進出に伴い業種転換を行う企業に係る融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の2分の1に相当する額						
		令 和 2 年 度	限度額に同じ。				
魅力ある産業造り資金 損失補償 (平成15年度保証分)	県が行う魅力ある産業造り資金のうち大型店進出に伴い業種転換を行う企業に対する融資（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の2分の1に相当する額						
		令和2年度から 令和3年度まで	限度額に同じ。				
同 上 (平成16年度保証分)	同 上						
		令和2年度から 令和4年度まで	限度額に同じ。				
企業活力強化資金損失 補償 (平成15年度保証分・ 平成25年度損失補償 対象期間延長分)	県が行う企業活力強化資金（ただし、大口貸付に限る。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の4分の1に相当する額	平成30年度から 令和元年度まで	902				
		令和2年度から 令和3年度まで	限度額に同じ。				

同上 (平成15年度保証分・平成30年度損失補償対象期間延長分)	同上						
		令和2年度から令和8年度まで	限度額に同じ。				
企業再生資金損失補償 (平成16年度保証分)	県が行う企業再生資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の2分の1又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の10分の1に相当する額	平成18年度から令和元年度まで	24,338				
		令和2年度から令和4年度まで	限度額に同じ。				
同上 (平成16年度保証分・令和元年度損失補償対象期間延長分)	同上						
		令和2年度から令和9年度まで	限度額に同じ。				
企業パワーアップ資金損失補償 (平成17年度保証分)	県が行う企業パワーアップ資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の2分の1又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の10分の1に相当する額	平成19年度から令和元年度まで	140,585				
		令和2年度から令和5年度まで	限度額に同じ。				
同上 (平成18年度保証分)	同上	平成20年度から令和元年度まで	227,190				
		令和2年度から令和6年度まで	限度額に同じ。				

事 項	限 度 額	令和元年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和2年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
企業パワーアップ資金 損失補償 (平成19年度保証分)	県が行う企業パワーアップ資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の2分の1又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の10分の1に相当する額。ただし、責任共有制度の導入後においては普通保険を利用し債務の保証を行った場合は保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の24分の19、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の25、中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までの規定に係る貸付にあっては10分の1、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあっては32分の25に相当する額	平成21年度から 令和元年度まで	243,697				
		令和2年度から 令和7年度まで	限度額に同じ。				
企業パワーアップ資金 損失補償 (平成20年度保証分)	県が行う企業パワーアップ資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除	平成21年度から 令和元年度まで	226,306				
		令和2年度から 令和8年度まで	限度額に同じ。				

	た額)から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の19、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の25、中小企業信用保険法第2条第4項第1号から第6号までの規定に係る貸付にあっては10分の1、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあっては32分の25に相当する額						
同上 (平成21年度保証分)	同上	平成23年度から令和元年度まで	72,519				
		令和2年度から令和9年度まで	限度額に同じ。				
企業パワーアップ資金 損失補償 (平成22年度保証分)	県が行う企業パワーアップ資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の19、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の25、経営安定関連保証を利用し債務の保証を	平成24年度から令和元年度まで	21,766				
		令和2年度から令和10年度まで	限度額に同じ。				

事 項	限 度 額	令和元年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和2年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
	行った場合は中小企業信用保険法第2条第4項第1号から第6号までの規定に係る貸付にあつては10分の1、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあつては32分の25に相当する額						
同 上 (平成23年度保証分)	同 上	平成24年度から 令和元年度まで	11,604				
		令和2年度から 令和11年度まで	限度額に同 じ。				
同 上 (平成24年度保証分)	同 上	平成25年度から 令和元年度まで	41,193				
		令和2年度から 令和12年度まで	限度額に同 じ。				
同 上 (平成25年度保証分)	同 上	平成29年度から 令和元年度まで	33,428				
		令和2年度から 令和13年度まで	限度額に同 じ。				
企業パワーアップ資金 損失補償 (平成26年度保証分)	県が行う企業パワーアップ資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の19、無担保保険を利用し	平成28年度から 令和元年度まで	41,281				
		令和2年度から 令和14年度まで	限度額に同 じ。				

	債務の保証を行った場合は32分の25、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第6号までの規定に係る貸付にあつては10分の1、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあつては32分の25に相当する額						
同上 (平成27年度保証分)	同上	平成29年度から令和元年度まで	22,229				
		令和2年度から令和15年度まで	限度額に同じ。				
同上 (平成28年度保証分)	同上	平成30年度から令和元年度まで	8,538				
		令和2年度から令和16年度まで	限度額に同じ。				
同上 (平成29年度保証分)	同上	平成30年度から令和元年度まで	972				
		令和2年度から令和17年度まで	限度額に同じ。				
企業パワーアップ資金 損失補償 (平成30年度保証分)	県が行う企業パワーアップ資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の19、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の25、						
		令和2年度から令和18年度まで	限度額に同じ。				

事 項	限 度 額	令和元年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和2年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
	経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号及び第6号の規定に係る貸付にあつては10分の1、第5号、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあつては32分の25に相当する額						
同 上 (令和元年度保証分)	同 上	令和2年度から 令和19年度まで	限度額に同 じ。				
事業資金損失補償 (平成16年度保証分・ 平成28年度損失補償 対象期間延長分)	県が行う事業資金のうち中小企業応援貸付の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額	令和2年度から 令和6年度まで	限度額に同 じ。				
事業資金損失補償 (平成17年度保証分)	県が行う事業資金のうち中小企業応援貸付の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の10分の1に相当する額	平成18年度から 令和元年度まで	240,852				
		令 和 2 年 度	限度額に同 じ。				
同 上 (平成17年度保証分・ 平成29年度損失補償 対象期間延長分)	同 上	令和2年度から 令和7年度まで	限度額に同 じ。				

同上 (平成18年度保証分)	同上	平成19年度から 令和元年度まで	102,689				
		令和2年度から 令和3年度まで	限度額に同 じ。				
同上 (平成18年度保証分・ 平成30年度損失補償 対象期間延長分)	同上						
		令和2年度から 令和8年度まで	限度額に同 じ。				
事業資金損失補償 (平成19年度保証分)	県が行う事業資金のうち中小企業応援貸 付(借換えを含む。)の融資額の範囲内 で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証 を行ったことによって生じた代位弁済額 の元金(責任共有制度要綱に基づく負担 金方式の場合は、代位弁済額の元金から 金融機関負担割合相当額を除いた額)か ら中小企業信用保険法第5条の規定によ り支払を受けた保険金の額を控除した額 の10分の1に相当する額。ただし、責 任共有制度の導入後においては普通保 険を利用し債務の保証を行った場合は保 険金の額(責任共有制度要綱に基づく負 担金方式の場合は、保険金の額を部分保 証方式に換算した額)を控除した額の12 分の7、無担保保険を利用し債務の保 証を行った場合は32分の17に相当する額	平成20年度から 令和元年度まで	260,614				
		令和2年度から 令和4年度まで	限度額に同 じ。				
同上 (平成19年度保証分・ 令和元年度損失補償 対象期間延長分)	同上						
		令和2年度から 令和9年度まで	限度額に同 じ。				

事 項	限 度 額	令和元年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和2年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
事業資金損失補償 (平成20年度保証分)	県が行う事業資金のうち中小企業応援貸付（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は12分の7、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の17に相当する額	平成21年度から 令和元年度まで	201,267				
		令和2年度から 令和5年度まで	限度額に同 じ。				
事業資金損失補償 (平成21年度保証分)	県が行う事業資金のうち一般貸付（予約貸付枠に限る。）及び中小企業応援貸付（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、一般貸付（予約貸付枠に限る。）にあっては4分の1、中小企業	平成22年度から 令和元年度まで	50,075				
		令和2年度から 令和6年度まで	限度額に同 じ。				

	応援貸付にあつては普通保険を利用し債務の保証を行った場合は12分の7、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の17に相当する額						
同上 (平成22年度保証分)	同上	平成25年度から令和元年度まで 11,014	令和2年度から令和7年度まで 限度額に同じ。				
同上 (平成23年度保証分)	同上	平成25年度から令和元年度まで 3,876	令和2年度から令和8年度まで 限度額に同じ。				
事業資金損失補償 (平成24年度保証分)	県が行う事業資金のうち一般貸付(予約貸付枠に限る。)及び中小企業応援貸付の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによつて生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の、一般貸付(予約貸付枠に限る。)にあつては4分の1、中小企業応援貸付にあつては普通保険を利用し債務の保証を行った場合は12分の7、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の17に相当する額	平成26年度から令和元年度まで 11,053	令和2年度から令和9年度まで 限度額に同じ。				

事 項	限 度 額	令和元年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和2年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
事業資金損失補償 (平成25年度保証分)	県が行う事業資金のうち中小企業応援貸付の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は12分の7、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の17に相当する額	平成29年度から令和元年度まで	2,729				
		令和2年度から令和10年度まで	限度額に同じ。				
同 上 (平成26年度保証分)	同 上	平成28年度から令和元年度まで	1,887				
		令和2年度から令和11年度まで	限度額に同じ。				
同 上 (平成27年度保証分)	同 上						
		令和2年度から令和12年度まで	限度額に同じ。				
借換資金損失補償 (平成20年度保証分)	県が行う借換資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中	平成21年度から令和元年度まで	85,690				

	小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の5、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は16分の5、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第4項第1号から第6号までの規定に係る貸付にあっては5分の1、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあっては16分の5に相当する額							
		令和2年度から令和5年度まで	限度額に同じ。					
同上 (平成21年度保証分)	同上	平成22年度から令和元年度まで	72,733					
		令和2年度から令和6年度まで	限度額に同じ。					
同上 (平成22年度保証分)	同上	平成23年度から令和元年度まで	137,322					
		令和2年度から令和10年度まで	限度額に同じ。					
同上 (平成23年度保証分)	同上	平成24年度から令和元年度まで	119,824					
		令和2年度から令和11年度まで	限度額に同じ。					
同上 (平成24年度保証分)	同上	平成25年度から令和元年度まで	76,037					
		令和2年度から令和12年度まで	限度額に同じ。					

事 項	限 度 額	令和元年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和2年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
同 上 (平成25年度保証分)	同 上	平成26年度から 令和元年度まで	87,065				
		令和2年度から 令和13年度まで	限度額に同 じ。				
借換資金損失補償 (平成26年度保証分)	県が行う借換資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の5、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は16分の5、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第6号までの規定に係る貸付にあっては5分の1、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあっては16分の5に相当する額	平成27年度から 令和元年度まで	48,428				
		令和2年度から 令和14年度まで	限度額に同 じ。				
同 上 (平成27年度保証分)	同 上	平成28年度から 令和元年度まで	46,196				
		令和2年度から 令和15年度まで	限度額に同 じ。				

同上 (平成28年度保証分)	同上	平成29年度から 令和元年度まで	43,534				
		令和2年度から 令和16年度まで	限度額に同 じ。				
同上 (平成29年度保証分)	同上	令和元年度	9,788				
		令和2年度から 令和17年度まで	限度額に同 じ。				
借換資金損失補償 (平成30年度保証分)	県が行う借換資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の5、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は16分の5、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号及び第6号の規定に係る貸付にあっては5分の1、第5号、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあっては16分の5に相当する額						
令和2年度から 令和18年度まで		限度額に同 じ。					
同上 (令和元年度保証分)	同上						
		令和2年度から 令和19年度まで	限度額に同 じ。				

事 項	限 度 額	令和元年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和2年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
要件緩和型経営安定資金損失補償 (平成21年度保証分)	県が行う要件緩和型経営安定資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の2分の1に相当する額	平成22年度から 令和元年度まで	143,497				
		令和2年度から 令和6年度まで	限度額に同じ。				
同 上 (平成22年度保証分)	同 上	平成23年度から 令和元年度まで	47,277				
		令和2年度から 令和7年度まで	限度額に同じ。				
同 上 (平成23年度保証分)	同 上	平成25年度から 令和元年度まで	31,158				
		令和2年度から 令和8年度まで	限度額に同じ。				
同 上 (平成24年度保証分)	同 上	平成25年度から 令和元年度まで	38,260				
		令和2年度から 令和9年度まで	限度額に同じ。				
同 上 (平成25年度保証分)	同 上	平成26年度から 令和元年度まで	47,071				
		令和2年度から 令和10年度まで	限度額に同じ。				

同上 (平成26年度保証分)	同上	平成27年度から 令和元年度まで	35,951				
		令和2年度から 令和11年度まで	限度額に同 じ。				
同上 (平成27年度保証分)	同上	平成28年度から 令和元年度まで	35,956				
		令和2年度から 令和12年度まで	限度額に同 じ。				
同上 (平成28年度保証分)	同上	平成29年度から 令和元年度まで	14,990				
		令和2年度から 令和13年度まで	限度額に同 じ。				
同上 (平成29年度保証分)	同上	平成30年度から 令和元年度まで	3,141				
		令和2年度から 令和14年度まで	限度額に同 じ。				
同上 (平成30年度保証分)	同上						
		令和2年度から 令和15年度まで	限度額に同 じ。				
同上 (令和元年度保証分)	同上						
		令和2年度から 令和16年度まで	限度額に同 じ。				
緊急借換資金損失補償 (平成21年度保証分)	県が行う緊急借換資金の融資額の範囲内 で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証 を行ったことによって生じた代位弁済額 の元金(責任共有制度要綱に基づく負担 金方式の場合は、代位弁済額の元金から 金融機関負担割合相当額を除いた額)か ら中小企業信用保険法第5条又は第13 条の規定により支払を受けた保険金の額 (責任共有制度要綱に基づく負担金方式	平成23年度から 令和元年度まで	773,353				

事 項	限 度 額	令和元年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和2年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
	の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の5、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は16分の5、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第4項第1号から第6号までの規定に係る貸付にあっては5分の1、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあっては16分の5に相当する額	令和2年度から令和9年度まで	限度額に同じ。				
中小企業者制度融資貸付事業利子補助 (平成19年度融資分)	4,313,697	平成20年度から令和元年度まで	2,662,733				1,650,964
		令和2年度から令和4年度まで	1,650,964				
同 上 (平成20年度融資分・金融円滑化対応分)	417,425	平成26年度から令和元年度まで	278,920				138,505
		令和2年度から令和5年度まで	138,505				
同 上 (平成21年度融資分)	5,857,514	平成22年度から令和元年度まで	3,513,932				2,343,582
		令和2年度から令和6年度まで	2,343,582				
同 上 (平成22年度融資分)	4,978,567	平成23年度から令和元年度まで	1,650,855				3,327,712
		令和2年度から令和7年度まで	3,327,712				
同 上 (平成23年度融資分)	5,822,005	平成24年度から令和元年度まで	1,566,995				4,255,010
		令和2年度から令和8年度まで	4,255,010				

同 上 (平成24年度融資分)	4,050,378	平成25年度から 令和元年度まで	743,127				3,307,251
		令和2年度から 令和9年度まで	3,307,251				
同 上 (平成25年度融資分)	3,618,255	平成26年度から 令和元年度まで	576,683				3,041,572
		令和2年度から 令和10年度まで	3,041,572				
同 上 (平成26年度融資分)	2,466,328	平成27年度から 令和元年度まで	274,841				2,191,487
		令和2年度から 令和11年度まで	2,191,487				
同 上 (平成27年度融資分)	2,574,831	平成28年度から 令和元年度まで	217,069				2,357,762
		令和2年度から 令和12年度まで	2,357,762				
同 上 (平成28年度融資分)	2,412,575	平成29年度から 令和元年度まで	205,556				2,207,019
		令和2年度から 令和13年度まで	2,207,019				
同 上 (平成29年度融資分)	2,485,075	平成30年度から 令和元年度まで	127,459				2,357,616
		令和2年度から 令和14年度まで	2,357,616				
同 上 (平成30年度融資分)	3,026,743	令和元年度	73,716				2,953,027
		令和2年度から 令和15年度まで	2,953,027				
同 上 (令和元年度融資分)	3,016,970						3,016,970
		令和2年度から 令和16年度まで	3,016,970				

事 項	限 度 額	令和元年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和2年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
中小企業者災害緊急融資貸付事業利子補助 (令和元年度融資分)	190,000	令和2年度から 令和11年度まで	190,000				190,000
勤労者支援資金損失補償 (平成20年度保証分)	県が行う勤労者支援資金の融資額の範囲内で埼玉県労働者信用基金協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額のうち、応急資金又は結婚・子育て支援資金のうち扶養する子の就学に要する資金の元金に相当する額の100分の70の額と、失業資金の元金に相当する額との合計額	平成22年度から 令和元年度まで	6,737				
		令和2年度	限度額に同じ。				
勤労者支援資金損失補償 (平成21年度保証分)	県が行う勤労者支援資金の融資額の範囲内で埼玉県労働者信用基金協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額のうち、応急資金、結婚・子育て支援資金のうち扶養する子の就学に要する資金又は失業資金の元金に相当する額の100分の50の額	平成22年度から 令和元年度まで	8,974				
		令和2年度から 令和3年度まで	限度額に同じ。				
勤労者支援資金損失補償 (平成22年度保証分)	県が行う勤労者支援資金の融資額の範囲内で日本労働者信用基金協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額のうち、応急資金、結婚・子育て支援資金のうち扶養する子の就学に要する資金又は失業資金の元金に相当する額の100分の50の額	平成23年度から 令和元年度まで	4,247				
		令和2年度から 令和3年度まで	限度額に同じ。				

勤労者支援資金損失補償 (平成24年度保証分)	県が行う勤労者支援資金の融資額の範囲内で日本労働者信用基金協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額のうち、応急資金のうち賃金遅払いによって必要となった資金及び失業資金の元金に相当する額の100分の50の額	平成24年度から令和元年度まで	1,299				
		令和2年度	限度額に同じ。				
勤労者支援資金損失補償 (平成26年度保証分)	県が行う勤労者支援資金の融資額の範囲内で日本労働者信用基金協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額のうち、チャレンジ応援資金の元金に相当する額の100分の50の額						
		令和2年度	限度額に同じ。				
勤労者支援資金損失補償 (平成27年度保証分)	県が行う勤労者支援資金の融資額の範囲内で日本労働者信用基金協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額のうち、チャレンジ応援資金のうち失業者の再就職支援に係る資金の元金に相当する額の100分の50の額						
		令和2年度から令和3年度まで	限度額に同じ。				
同上 (平成28年度保証分)	同上						
		令和2年度から令和4年度まで	限度額に同じ。				
同上 (平成29年度保証分)	同上						
		令和2年度から令和5年度まで	限度額に同じ。				
同上 (平成30年度保証分)	同上						
		令和2年度から令和6年度まで	限度額に同じ。				

事 項	限 度 額	令和元年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和2年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
同 上 (令和元年度保証分)	同 上						
		令和2年度から 令和7年度まで	限度額に同 じ。				
離職者等委託訓練事業 (令和元年度契約分)	976,884			976,884			
		令和2年度から 令和4年度まで	976,884				
農地保有合理化事業資金 損失補償 (平成24年度融資分)	埼玉県農林公社が農地保有合理化事業のため借り入れた資金のうち回収されない元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額						
		令和2年度から 令和5年度まで	限度額に同 じ。				
農地利用集積事業資金 損失補償 (平成28年度融資分)	埼玉県農林公社が農地利用集積事業のため借り入れた資金のうち回収されない元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額						
		令和2年度から 令和9年度まで	限度額に同 じ。				
同 上 (令和元年度融資分)	同 上						
		令和2年度から 令和12年度まで	限度額に同 じ。				
農業近代化資金等利子 補助 (平成16年度融資分)	187,195	平成17年度から 令和元年度まで	65,299				121,896
		令和2年度から 令和7年度まで	121,896				

同 上 (平成17年度融資分)	187,248	平成18年度から 令和元年度まで	74,641				112,607
		令和2年度から 令和8年度まで	112,607				
同 上 (平成18年度融資分)	186,704	平成19年度から 令和元年度まで	49,569				137,135
		令和2年度から 令和9年度まで	137,135				
同 上 (平成19年度融資分)	184,203	平成20年度から 令和元年度まで	57,124				127,079
		令和2年度から 令和10年度まで	127,079				
同 上 (平成20年度融資分)	173,404	平成21年度から 令和元年度まで	58,862				114,542
		令和2年度から 令和11年度まで	114,542				
同 上 (平成21年度融資分)	168,677	平成22年度から 令和元年度まで	53,381				115,296
		令和2年度から 令和12年度まで	115,296				
同 上 (平成22年度融資分)	167,516	平成23年度から 令和元年度まで	23,262				144,254
		令和2年度から 令和13年度まで	144,254				
同 上 (平成23年度融資分)	167,928	平成24年度から 令和元年度まで	26,998				140,930
		令和2年度から 令和14年度まで	140,930				
同 上 (平成24年度融資分)	167,928	平成25年度から 令和元年度まで	38,570				129,358
		令和2年度から 令和15年度まで	129,358				

事 項	限 度 額	令和元年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和2年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
同 上 (平成25年度融資分)	167,928	平成26年度から 令和元年度まで	36,036				131,892
		令和2年度から 令和16年度まで	131,892				
同 上 (平成26年度融資分)	167,928	平成27年度から 令和元年度まで	14,104				153,824
		令和2年度から 令和17年度まで	153,824				
同 上 (平成27年度融資分)	167,928	平成28年度から 令和元年度まで	13,143				154,785
		令和2年度から 令和18年度まで	154,785				
同 上 (平成28年度融資分)	147,306	平成29年度から 令和元年度まで	19,115				128,191
		令和2年度から 令和19年度まで	128,191				
同 上 (平成29年度融資分)	153,951	平成30年度から 令和元年度まで	10,418				143,533
		令和2年度から 令和20年度まで	143,533				
同 上 (平成30年度融資分)	122,855	令 和 元 年 度	7,698				115,157
		令和2年度から 令和21年度まで	115,157				
同 上 (令和元年度融資分)	178,928						178,928
		令和2年度から 令和22年度まで	178,928				

農業災害復旧経営資金 利子補助 (令和元年度融資分)	1,170	令和2年度から 令和8年度まで	1,170				1,170
農業災害復旧経営資金 損失補償 (令和元年度融資分)	農業協同組合等が融資した農業災害資金のうち回収されない元本及び利子について、市町村が損失補償した場合の当該補償に要した経費の2分の1に相当する額。ただし、当該経費が融資額の100分の50に相当する額を超えるときは、当該融資額の4分の1に相当する額	令和2年度から 令和8年度まで	限度額に同じ。				
経営体育成総合融資制度 利子補助 (平成11年度融資分)	79,312	平成12年度から 令和元年度まで	1,234				78,078
		令和2年度から 令和7年度まで	78,078				
同上 (平成14年度融資分)	31,062	平成15年度から 令和元年度まで	1,771				29,291
		令和2年度から 令和10年度まで	29,291				
同上 (平成16年度融資分)	22,104	平成17年度から 令和元年度まで	1,747				20,357
		令和2年度から 令和12年度まで	20,357				
同上 (平成18年度融資分)	22,104	平成19年度から 令和元年度まで	970				21,134
		令和2年度から 令和14年度まで	21,134				
同上 (平成19年度融資分)	22,104	平成20年度から 令和元年度まで	6,162				15,942
		令和2年度から 令和15年度まで	15,942				

事 項	限 度 額	令和元年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和2年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
同 上 (平成20年度融資分)	53,603	平成21年度から 令和元年度まで	10,288				43,315
		令和2年度から 令和16年度まで	43,315				
同 上 (平成21年度融資分)	53,063	平成22年度から 令和元年度まで	5,494				47,569
		令和2年度から 令和17年度まで	47,569				
家畜疾病経営維持資金 利子補助 (令和元年度融資分)	39,043						39,043
		令和2年度から 令和8年度まで	39,043				
埼玉県森林公社造林資 金損失補償 (昭和60年度借入分)	埼玉県森林公社がその業務を行うため農 林漁業金融公庫から借り入れた造林資金 のうち最終償還期限到来後10月を経過 しても弁済できない元利金合計額(遅延 損害金を含む。)及び損失確定日の翌日 から補償履行の日まで年11パーセント の割合による利息に相当する額						
		令 和 2 年 度	限度額に同 じ。				
同 上 (昭和61年度借入分)	同 上						
		令和2年度から 令和13年度まで	限度額に同 じ。				

同 上 (昭和62年度借入分)	同	上						
			令和2年度から 令和19年度まで	限度額に同 じ。				
同 上 (昭和63年度借入分)	同	上						
			令和2年度から 令和20年度まで	限度額に同 じ。				
同 上 (平成元年度借入分)	同	上						
			令和2年度から 令和21年度まで	限度額に同 じ。				
同 上 (平成2年度借入分)	同	上						
			令和2年度から 令和22年度まで	限度額に同 じ。				
同 上 (平成3年度借入分)	同	上						
			令和2年度から 令和23年度まで	限度額に同 じ。				
同 上 (平成4年度借入分)	同	上						
			令和2年度から 令和24年度まで	限度額に同 じ。				
同 上 (平成5年度借入分)	同	上						
			令和2年度から 令和25年度まで	限度額に同 じ。				
同 上 (平成6年度借入分)	同	上						
			令和2年度から 令和26年度まで	限度額に同 じ。				

事 項	限 度 額	令和元年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和2年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
同 上 (平成7年度借入分)	同 上						
		令和2年度から 令和27年度まで	限度額に同 じ。				
同 上 (平成8年度借入分)	同 上						
		令和2年度から 令和28年度まで	限度額に同 じ。				
同 上 (平成9年度借入分)	同 上						
		令和2年度から 令和29年度まで	限度額に同 じ。				
同 上 (平成10年度借入分)	同 上						
		令和2年度から 令和30年度まで	限度額に同 じ。				
同 上 (平成11年度借入分)	同 上						
		令和2年度から 令和31年度まで	限度額に同 じ。				
同 上 (平成12年度借入分)	同 上						
		令和2年度から 令和32年度まで	限度額に同 じ。				
同 上 (平成13年度借入分)	同 上						
		令和2年度から 令和33年度まで	限度額に同 じ。				

同上 (平成14年度借入分)	同上						
		令和2年度から 令和34年度まで	限度額に同 じ。				
埼玉県農林公社造林資 金等損失補償 (平成15年度借入分)	埼玉県農林公社がその業務を行うため農 林漁業金融公庫から借り入れた造林資金、 森林整備活性化資金及び施業転換資金 のうち最終償還期限到来後10月を経過 しても弁済できない元利金合計額(遅延 損害金を含む。)及び損失確定日の翌日 から補償履行の日まで年11パーセント の割合による利息に相当する額						
		令和2年度から 令和35年度まで	限度額に同 じ。				
同上 (平成16年度借入分)	同上						
		令和2年度から 令和37年度まで	限度額に同 じ。				
同上 (平成17年度借入分)	同上						
		令和2年度から 令和38年度まで	限度額に同 じ。				
同上 (平成18年度借入分)	同上						
		令和2年度から 令和39年度まで	限度額に同 じ。				
同上 (平成19年度借入分)	同上						
		令和2年度から 令和40年度まで	限度額に同 じ。				
埼玉県農林公社造林資 金等損失補償 (平成20年度借入分)	埼玉県農林公社がその業務を行うため農 林漁業金融公庫から借り入れた造林資金 及び森林整備活性化資金のうち最終償還						

事 項	限 度 額	令和元年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和2年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
	期限到来後10月を経過しても弁済できない元利金合計額(遅延損害金を含む。)及び損失確定日の翌日から補償履行の日まで年11パーセントの割合による利息に相当する額						
		令和2年度から令和41年度まで	限度額に同じ。				
埼玉県農林公社造林資金等損失補償 (平成21年度借入分)	埼玉県農林公社がその業務を行うため日本政策金融公庫から借り入れた造林資金及び森林整備活性化資金のうち最終償還期限到来後10月を経過しても弁済できない元利金合計額(遅延損害金を含む。)及び損失確定日の翌日から補償履行の日まで年11パーセントの割合による利息に相当する額						
		令和2年度から令和42年度まで	限度額に同じ。				
同 上 (平成22年度借入分)	同 上						
		令和2年度から令和43年度まで	限度額に同じ。				
同 上 (平成23年度借入分)	同 上						
		令和2年度から令和44年度まで	限度額に同じ。				
同 上 (平成24年度借入分)	同 上						
		令和2年度から令和45年度まで	限度額に同じ。				
同 上 (平成25年度借入分)	同 上						
		令和2年度から令和46年度まで	限度額に同じ。				

同 上 (平成26年度借入分)	同 上							令和2年度から 令和47年度まで	限度額に同 じ。
同 上 (平成27年度借入分)	同 上							令和2年度から 令和48年度まで	限度額に同 じ。
同 上 (平成28年度借入分)	同 上							令和2年度から 令和49年度まで	限度額に同 じ。
同 上 (平成29年度借入分)	同 上							令和2年度から 令和50年度まで	限度額に同 じ。
同 上 (平成30年度借入分)	同 上							令和2年度から 令和51年度まで	限度額に同 じ。
同 上 (令和元年度借入分)	同 上							令和2年度から 令和52年度まで	限度額に同 じ。
埼玉県土地開発公社 公共用地先行取得費 等償還金 (平成25年度取得分)	1,344,556							令和2年度から 令和5年度まで	1,344,556
同 上 (平成26年度取得分)	1,344,556							令和2年度から 令和6年度まで	1,344,556

事 項	限 度 額	令和元年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和2年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
同 上 (平成27年度取得分)	1,344,556						1,344,556
		令和2年度から 令和7年度まで	1,344,556				
同 上 (平成28年度取得分)	1,344,467						1,344,467
		令和2年度から 令和8年度まで	1,344,467				
同 上 (平成29年度取得分)	1,344,556						1,344,556
		令和2年度から 令和9年度まで	1,344,556				
同 上 (平成30年度取得分)	1,344,556						1,344,556
		令和2年度から 令和10年度まで	1,344,556				
同 上 (令和元年度取得分)	1,344,556						1,344,556
		令和2年度から 令和11年度まで	1,344,556				
埼玉県土地開発公社借 入金債務保証 (平成25年度借入分)	埼玉県土地開発公社がその業務を行うため借り入れた資金のうちその元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額。ただし、借入先金融機関に預金保険法及び農水産業協同組合貯金保険法に定める保険事故が生じた場合は、弁済期到来後の償還できない額						
		令和2年度以降	限度額に同じ。				

同上 (平成27年度借入分)	同上						
		令和2年度以降	限度額に同じ。				
同上 (平成28年度借入分)	同上						
		令和2年度以降	限度額に同じ。				
同上 (平成29年度借入分)	同上						
		令和2年度以降	限度額に同じ。				
同上 (平成30年度借入分)	同上						
		令和2年度以降	限度額に同じ。				
同上 (令和元年度借入分)	同上						
		令和2年度以降	限度額に同じ。				
平成13年度有料道路整備貸付金債務保証 (平成13年度融資分)	埼玉県道路公社が有料道路建設のため借り入れた政府資金のうち、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額						
		令和2年度以降	限度額に同じ。				
平成14年度有料道路整備貸付金債務保証 (平成14年度融資分)	同上						
		令和2年度以降	限度額に同じ。				
平成15年度有料道路整備貸付金債務保証 (平成15年度融資分)	同上						
		令和2年度以降	限度額に同じ。				

事 項	限 度 額	令和元年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和2年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
平成16年度有料道路整備貸付金債務保証 (平成16年度融資分)	同 上						
		令和2年度以降	限度額に同じ。				
令和元年度有料道路整備貸付金債務保証 (令和元年度融資分)	同 上						
		令和2年度以降	限度額に同じ。				
平成12年度有料道路整備貸付金債務保証 (平成12年度融資分)	埼玉県道路公社が有料道路建設のため借り入れた公営企業金融公庫資金のうち、最終弁済期が到来しても償還できない額						
		令和2年度以降	限度額に同じ。				
平成13年度有料道路整備貸付金債務保証 (平成13年度融資分)	同 上						
		令和2年度以降	限度額に同じ。				
有料道路整備貸付金債務保証 (令和元年度融資分)	埼玉県道路公社が有料道路建設のため借り入れた資金のうちその元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額。ただし、借入先金融機関に預金保険法及び農水産業協同組合貯金保険法に定める保険事故が生じた場合は、弁済期到来後の償還できない額						
		令和2年度以降	限度額に同じ。				

埼玉県道路公社借入金 債務保証 (平成22年度借入分)	埼玉県道路公社がその業務を行うため借り入れた資金のうちその元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額。ただし、借入先金融機関に預金保険法及び農水産業協同組合貯金保険法に定める保険事故が生じた場合は、弁済期到来後の償還できない額						
		令和2年度以降	限度額に同じ。				
同上 (平成23年度借入分)	同上						
		令和2年度以降	限度額に同じ。				
同上 (平成24年度借入分)	同上						
		令和2年度以降	限度額に同じ。				
同上 (平成25年度借入分)	同上						
		令和2年度以降	限度額に同じ。				
同上 (平成26年度借入分)	同上						
		令和2年度以降	限度額に同じ。				
埼玉県住宅供給公社借入金損失補償 (平成15年度融資分)	埼玉県住宅供給公社が住宅建設事業のため借り入れた資金のうち回収されない元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額						
		令和2年度以降	限度額に同じ。				
平成14年度積立分譲住宅等建設資金損失補償 (平成14年度融資分)	埼玉県住宅供給公社が積立分譲住宅等建設のため借り入れた資金のうち回収されない元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額						
		令和2年度以降	限度額に同じ。				

事 項	限 度 額	令和元年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和2年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
埼玉スタジアム2002公園管理運営	274,668				206,000		68,668
		令和2年度から 令和3年度まで	274,668				
警察共済組合不動産投資施設特約譲渡事業償還金 (平成12年度建設分)	2,131,738	平成13年度から 令和元年度まで	1,364,440				767,298
		令和2年度から 令和6年度まで	767,298				
同 上 (平成13年度建設分)	375,201	平成14年度から 令和元年度まで	220,509				154,692
		令和2年度から 令和7年度まで	154,692				
同 上 (平成14年度建設分)	1,442,191	平成15年度から 令和元年度まで	786,710				655,481
		令和2年度から 令和8年度まで	655,481				
同 上 (平成15年度建設分)	304,046	平成16年度から 令和元年度まで	144,274				159,772
		令和2年度から 令和9年度まで	159,772				
同 上 (平成16年度建設分)	1,721,810	平成17年度から 令和元年度まで	850,716				871,094
		令和2年度から 令和10年度まで	871,094				

同 上 (平成17年度建設分)	3,063,862	平成18年度から 令和元年度まで	1,394,296				1,669,566
		令和2年度から 令和11年度まで	1,669,566				
同 上 (平成18年度建設分)	2,622,297	平成19年度から 令和元年度まで	1,157,442				1,464,855
		令和2年度から 令和12年度まで	1,464,855				
同 上 (平成19年度建設分)	489,547	平成20年度から 令和元年度まで	208,455				281,092
		令和2年度から 令和13年度まで	281,092				
同 上 (平成20年度建設分)	1,074,231	平成21年度から 令和元年度まで	358,012				716,219
		令和2年度から 令和14年度まで	716,219				
同 上 (平成21年度建設分)	623,294	平成22年度から 令和元年度まで	200,187				423,107
		令和2年度から 令和15年度まで	423,107				
同 上 (平成22年度建設分)	695,848	平成23年度から 令和元年度まで	202,827				493,021
		令和2年度から 令和16年度まで	493,021				
同 上 (平成23年度建設分)	316,829	平成24年度から 令和元年度まで	86,788				230,041
		令和2年度から 令和17年度まで	230,041				

事 項	限 度 額	令和元年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和2年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
同 上 (平成24年度建設分)	398,316	平成25年度から 令和元年度まで	106,803				291,513
		令和2年度から 令和18年度まで	291,513				
同 上 (平成25年度建設分)	370,652	平成26年度から 令和元年度まで	85,043				285,609
		令和2年度から 令和19年度まで	285,609				
同 上 (平成26年度建設分)	397,693	平成27年度から 令和元年度まで	70,577				327,116
		令和2年度から 令和20年度まで	327,116				
同 上 (平成27年度建設分)	350,067	平成28年度から 令和元年度まで	46,745				303,322
		令和2年度から 令和21年度まで	303,322				
同 上 (平成28年度建設分)	185,872	平成29年度から 令和元年度まで	20,513				165,359
		令和2年度から 令和22年度まで	165,359				
同 上 (平成29年度建設分)	180,341	平成30年度から 令和元年度まで	13,990				166,351
		令和2年度から 令和23年度まで	166,351				

同 上 (平成30年度建設分)	865,988	令和元年度	9,477				856,511
		令和2年度から 令和24年度まで	856,511				
同 上 (令和元年度建設分)	1,045,928						1,045,928
		令和2年度から 令和25年度まで	1,045,928				

地 方 債 に 関 す る 調 書

(単位 千円)

区	分	平成30年度末 現在高	令和元年度末 現在高見込額	令和2年度中増減見込み		令和2年度末 現在高見込額
				令和2年度中 起債見込額	令和2年度中 元金償還見込額	
1	普通債	1,764,709,803	1,748,007,007	104,411,000	127,278,656	1,725,139,351
	(1) 議会		20,000		1,000	19,000
	(2) 総務	115,861,763	115,393,007	8,798,000	8,449,723	115,741,284
	(3) 民生	58,659,360	59,289,736	3,992,000	3,946,038	59,335,698
	(4) 衛生	26,694,713	25,253,603	559,000	1,880,032	23,932,571
	(5) 労働	592,691	540,212	11,000	53,615	497,597
	(6) 農林	55,694,865	55,119,122	4,119,000	4,593,814	54,644,308
	(7) 商工	38,405,107	37,561,168	1,454,000	1,565,052	37,450,116
	(8) 土木	1,190,797,922	1,173,753,994	69,887,000	84,854,416	1,158,786,578
	(9) 公営住宅	21,672,919	18,356,885		3,305,765	15,051,120
	(10) 警察	58,039,467	60,813,029	2,875,000	4,651,325	59,036,704
	(11) 教育	131,568,863	138,504,319	11,147,000	8,815,092	140,836,227
	(12) 諸支出金	66,722,133	63,401,932	1,569,000	5,162,784	59,808,148

2	災 害 復 旧 債	1,099,372	5,613,825	820,000	155,651	6,278,174
(1)	農 林	27,882	773,718	31,000	8,351	796,367
(2)	土 木	1,034,382	4,273,300	789,000	141,933	4,920,367
(3)	そ の 他	37,108	566,807		5,367	561,440
3	そ の 他	2,055,793,893	2,084,096,239	104,606,000	105,405,577	2,083,296,662
(1)	減 税 補 填 債	70,379,068	64,482,164		5,959,484	58,522,680
(2)	臨 時 税 収 補 填 債	8,459,479	7,973,602		575,100	7,398,502
(3)	臨 時 財 政 対 策 債	1,736,146,795	1,762,426,850	104,000,000	83,974,921	1,782,451,929
(4)	減 収 補 填 債	126,241,420	139,306,420		5,986,800	133,319,620
(5)	退 職 手 当 債	92,744,102	92,571,590		3,542,512	89,029,078
(6)	そ の 他	21,823,029	17,335,613	606,000	5,366,760	12,574,853
	合 計	3,821,603,068	3,837,717,071	209,837,000	232,839,884	3,814,714,187